

279.5  
7

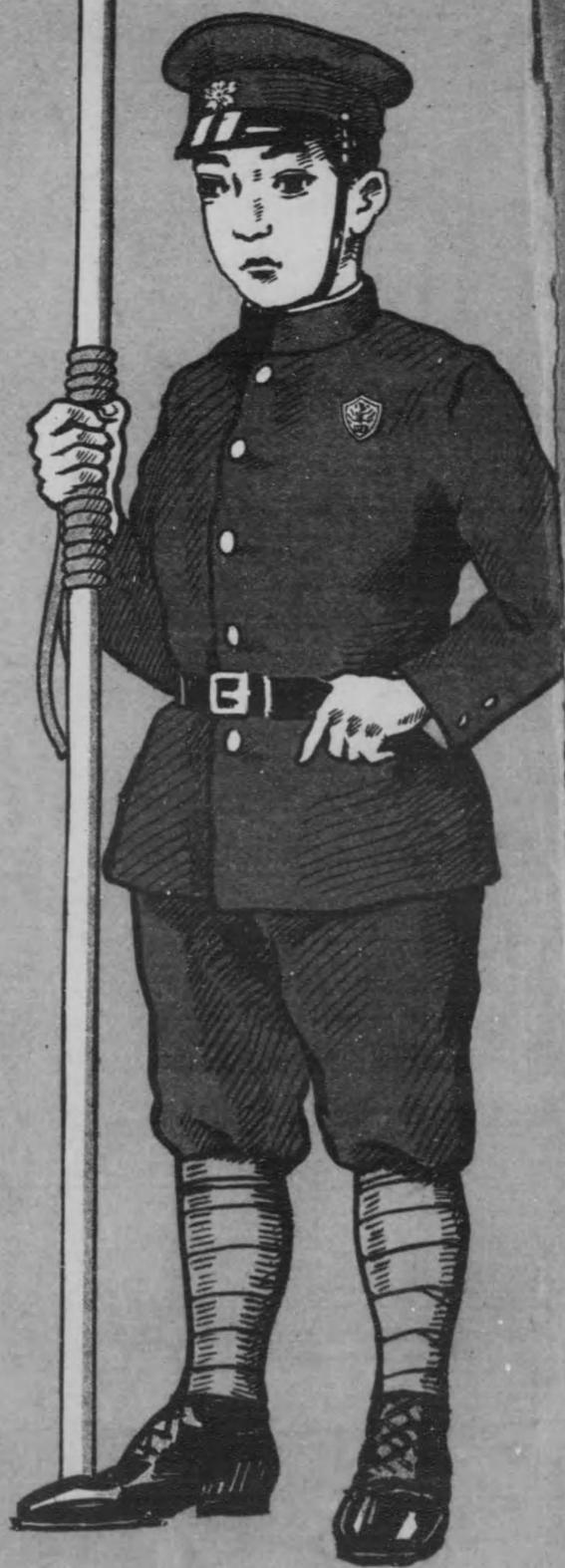


始



# 少年團指針

東京少年團編



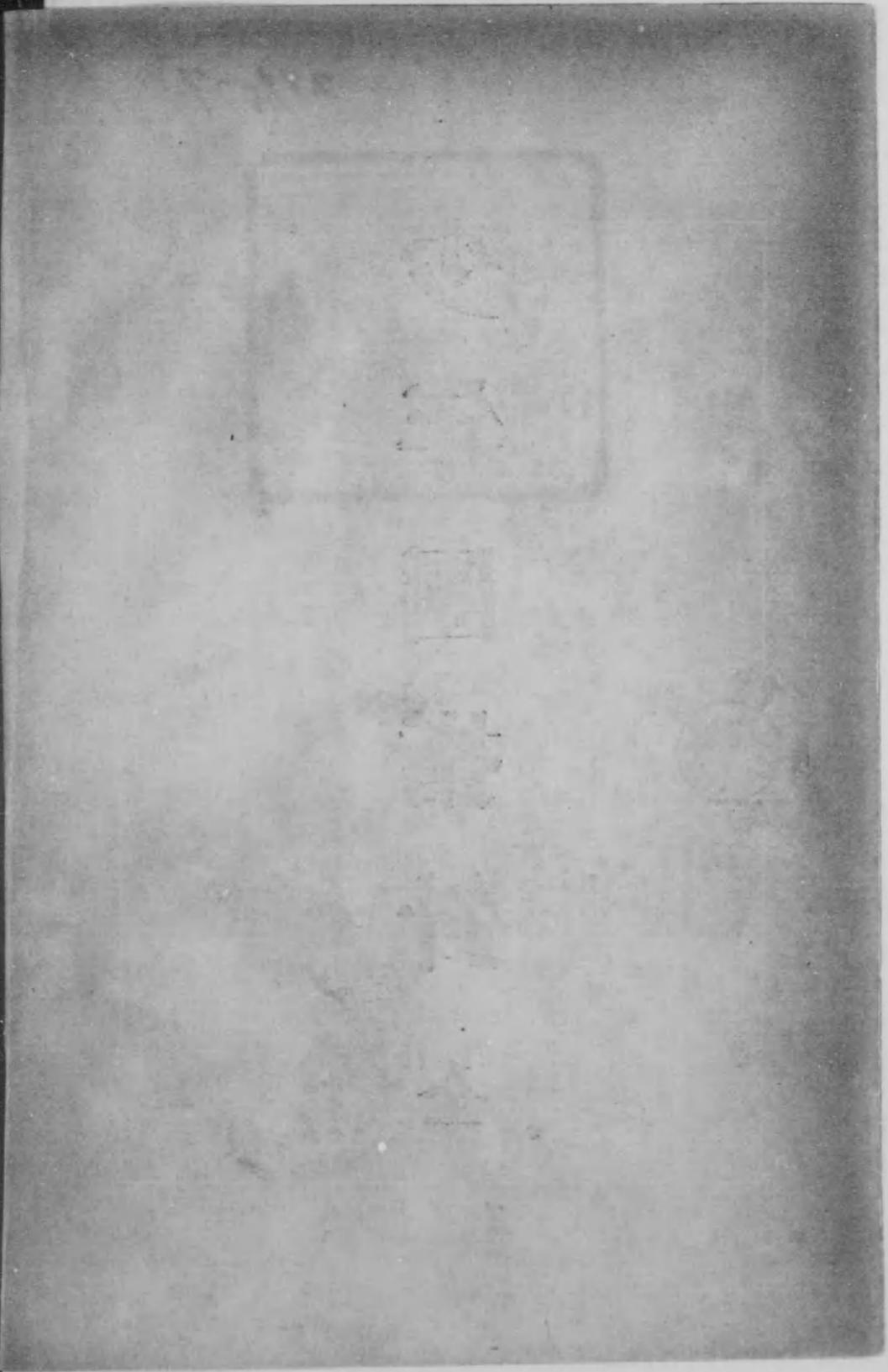
279.5-7



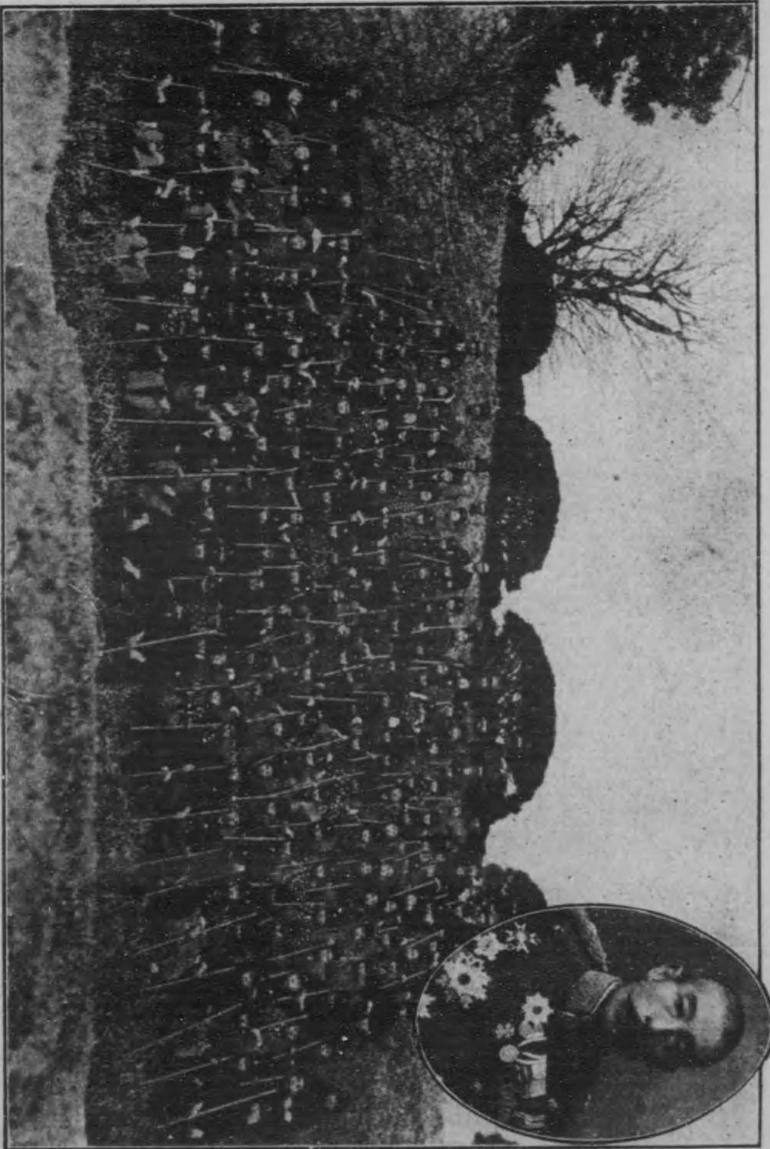
少年  
團  
指  
針

全

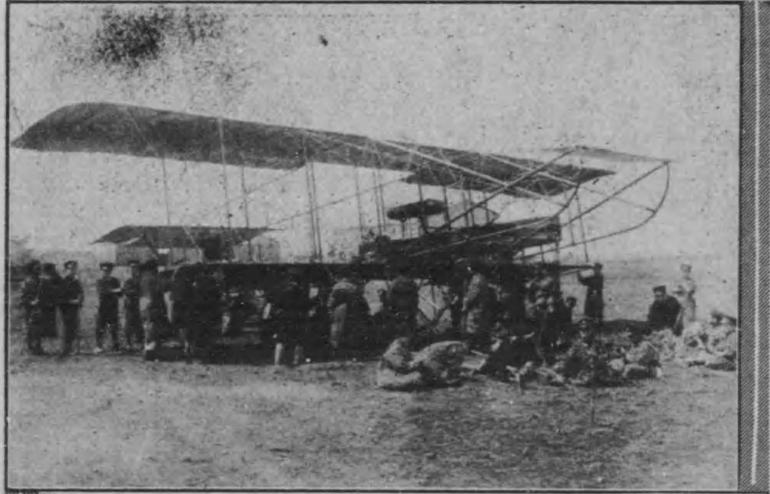




團年少京東



(影撮月二年四正大)將少監伊長團上圖上。員々團年少京東

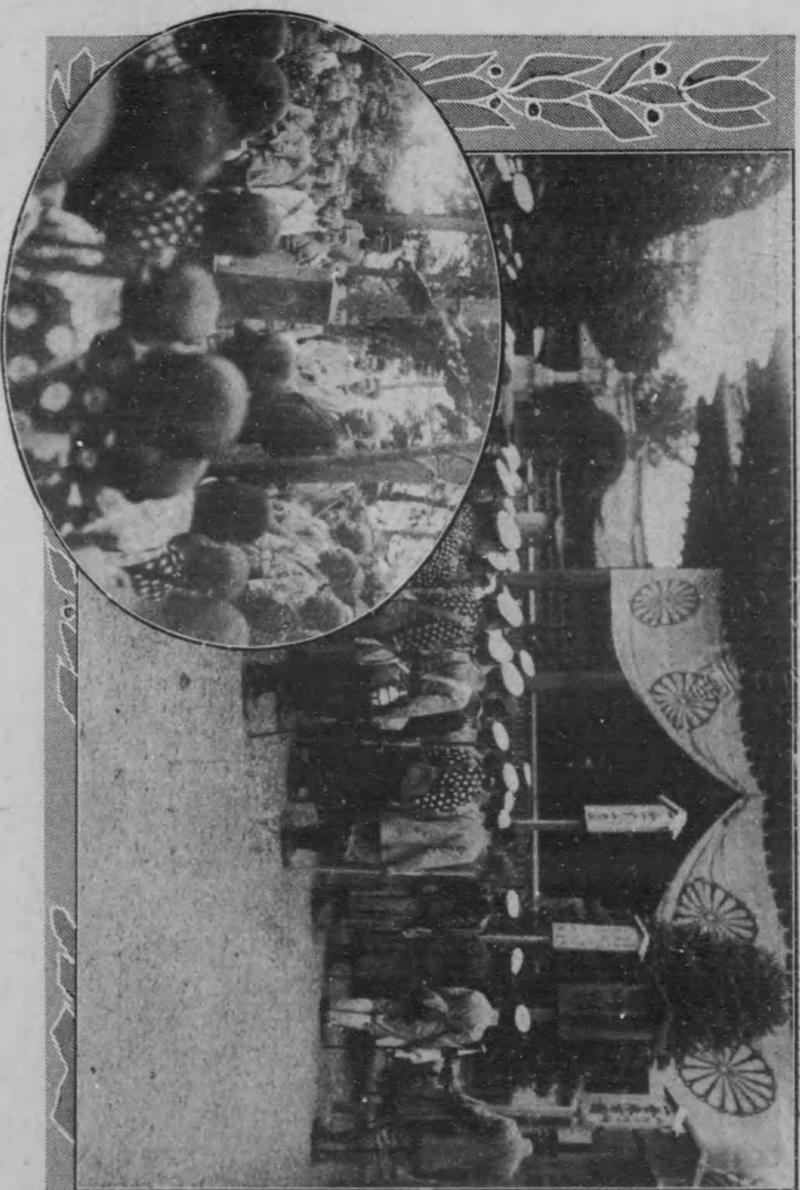


上圖。所澤陸軍航空隊に見學旅行の際飛行機實測の光景(大正四年三月)



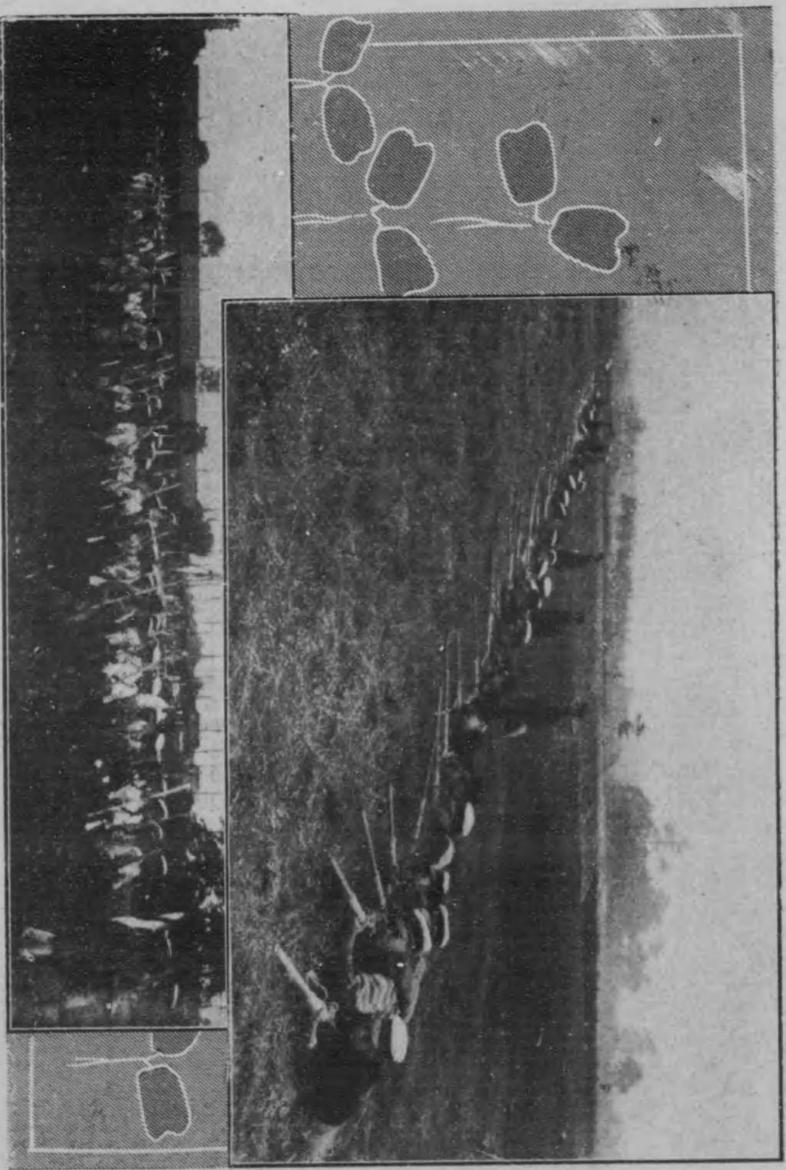
下圖。近衛野砲兵聯隊營庭に於て大砲操縦術見學の光景(大正二年二月)





上圖。九段靖國神社前整列參拜(大正四年九月)

下圖。山鹿素行先生墓前に於て西村教授の墓前講話



上圖。代々木練兵場に於て對抗演習の際守備軍の陣地(大正四年八月)

下圖。陸佐營々青山練兵場より乃木將軍墓地に向ふ光景(大正四年九月)



旗圍るたれらせ持捧に手旗  
〔調新念紀典大御〕

## 序

今回の歐洲大戦争の結果として、我帝國が將來極めて多事多艱なる地位に立たねばならぬことは、必ずしも我輩の言を俟たずして明なる處で、東洋の主人公を以つて任ずる我國たるもの、此の際これに應ず可き充分なる準備と覺悟とを要する次第である。然るに翻つて我國の現状を見ると、將來國家の大任を負うて起つ可き青少年の氣風は、年と共に益々情弱となり、元氣は萎靡し體質は低下しつゝあると云ふ有様で、國家將來の爲め實に憂慮す可き状態にあると云はねばならぬ。今にして之が覺醒指導に力め、彼等をして能く國家將來の重大なる負荷に堪へ得しむるよう、適當なる修養と訓練とを與へ、堅實なる國民たる可き素地を作らしむることは、實に刻下焦眉の一大急務である。曩に内務文部兩相が訓令を下して地方青年團の革新を促したのも、其深

意は實に此に存するので、世界の各強國が争うて青少年の修養訓練に深き注意と努力とを拂ひつゝある所以も亦實に此に存するのである。而して其効果の如何に甚大顯著であるかは、今回の大戦争が生きたる事實によつて遺憾なく之を證據立てたことは、既に世人の熟知する處である。

今や我國に於いても、如上の目的を以て、各地に新しき青少年團の相續いで起りつゝあるのは、實に國家の爲め喜ぶ可きことであつて、我輩は其等の團體が、適當なる組織と適當なる指導との下に、健全なる發達をなさんことを切望して止まざるものである。併し其等の團體に於いて、此際大いに注意す可きことは、其組織指導と云ふ實際上の事に關して、慎重着實なる注意を忘れないようにすることである。假令其目的は如何に結構なことであらうとも、實際上の措置に缺陷があると、勞して功無きは愚か、動もすれば意外の惡結果を生じないとも限らぬ。

『少年團指針』を讀んで見ると、我國少年團の翹楚たる東京少年團の編纂に成り、一々實際上の經驗に準據して叙述されたものであるから、それ等の點に關して、青少年團組織者若くは指導者の、最も信頼す可き參考となり案内となる可きもので、思ふに其等の人々にとつては、恰も空谷の梵音を聞くが如き感がせらるゝであらうと信ずる。此意味に於いて我輩は此書を諸君の座右に推薦すると共に、廣く天下先憂の士の一讀を煩し度いと思ふ者である。

大正四年十一月御即位式終了の日

伯爵 大隈重信

## 序

今や各地に青少年團組織の機運熟し、社會一般の人士舉つて少國民の教養に盡力するに至る。洵に國家の爲め慶賀すべき所にして、吾人は其穩健なる發達を希望して已まざるものなり。

余は年來青年の體力衰耗に傾きつゝあるを遺憾とする折柄昨年官命によりて歐米各國を巡視したる際、最も痛切に予を刺戟したるは實に青少年の教養が如何に列強によつて熱心に從事せられつゝあるかなりき。英獨露佛米其他の諸國民が、各々自覺的に國家將來の運命を推想し、將た又焦眉の必要に迫られ、汲々乎として青少年を指導教養するの狀況は、之れを我國の現狀に比較して、思はず慄然たらざるを得ざりき。彼の強壯にして確固たる青少年を見る毎に、予の眼底には氣力衰へ體格薄弱なる日本の青少年が常に蒼白なる幻影となりて予の胸

序  
を苦しめたり。

然るに、歐洲に於ける大戦亂は直ちに我國の上にも大影響を及ぼし、國民は此痛切なる暗示によつて、多端なる帝國の將來は一に現在の少國民により運命を決することを自覺せざるを得ざるに至りぬ。既に國民の自覺あり、殘る所は其手段方法と時日との問題となれり。

國民の自覺が喚起せられたる恰も其時、東京少年團は卒先して帝都の中央に組織せられたり。其抱負は最も世間の誘惑物に對し苦戦しつつある都會の少年を糾合して、體力氣力の剛健なる團體を作り、以て日本全國の先達者となり模範とならんとするにありき。

青少年團組織の機運は正に熟し曇きに内務文部兩大臣は之に關する訓令を發せられ、指導の方針を與へられたるを以て此以上當局者の意志を付度するの要を認めず、各自地方の情況に適合する如く指導誘掖の方法を講せざるべからず。但此際特に指導に任ずる者に警告す

可きは、其目的未來の軍人を養成するに非ずして健全なる國民を養成するに在り。軍事的遊戯運動を爲さしむるは體力を養成し、意志を剛健ならしむるの手段に過ぎざることなり。

今般、先達者なる東京少年團は、該團が組織の當初より今日に至る迄の計畫實施、經驗並に組織に關する意見等を網羅して、世の組織者の參考に供せん爲め、少年團指針てふ冊子を公にせらる、誠に恰適なる思付きにして同時に先達者の義務なり。庶幾くは本書によりて組織上の參考となさるゝあらば、裨益せらるゝ所尠からざるを信するものなり。

大正四年十二月 御大禮觀兵式舉行の日

陸軍中將 田中義一

序

吾人の後繼者たる少國民の健全なる精神力と體力との影響が偉大にして、而かも國家の隆盛は之れを外にして又他に企及す可らざるを自覺し、天下の人心靡然として少年教養に集注す。洵に國家の慶事なり。抑も我東京少年團の組織は、既に業に成り茲に星霜を経たり。今や各地に少年團を興起せんとして、我團に其組織を質すもの多々倍々増加す。此に於て我團從來の實驗に徴し規約範例を更に改正補填して一小冊子と爲し、名けて少年團指針と云ふ。若し夫れ大方の多少參考に資する所あらば編者の光榮なりと爾云。

大正四年十二月

編者誌

目次

序文	一
題字	一
代表的寫眞五種	一
少年團の必要	一
大日本少年團國歌	六
大日本少年團及東京少年團規約	八
東京少年團規約	一六
教育要旨及方法の概示	二九
課程表	三三
團員心得	三四
團員手帳	三七

目 次

二

東京少年團職員業務細則…………… 四

團員名簿…………… 五

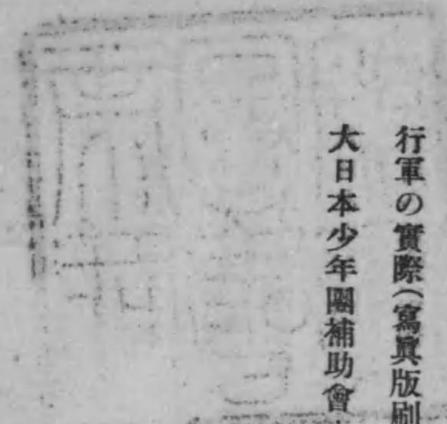
東京少年團歴史…………… 七

本團にて實施したる行軍の概略…………… 九

行軍の實際(寫真版刷込み)…………… 一〇

大日本少年團補助會…………… 一三

以上…………… 一三



# 少年團指針

東京少年團編纂



## 少年團の必要

國民と國家

「健全なる精神は健全なる身體に宿る」とは古き格言にして而かも新しき事實なり。國家の將來を思ふもの常に之を信條として國民の修養に努めざる可からず。抑も我國家歐米文化の吸収に急なるや其の適否を考へず、利害を察せず、採つて之を模し、甚だしきは我國體の精華ともいふべき淳朴なる美風を棄て、奢侈に馳せ、淳

少年團の必要

厚なる人情を顧みずして輕薄に向ふに至り、徒らに皮相の繁華に眩惑せられて、根本的精神を忘れんとするの傾向なきにあらず。

凡そ國家の興亡は唯人口の多少に由るにあらず、又兵器の精粗如何に由るにあらず、實に其の國民の元氣にあり、精神にあり、懦弱なる人民多き國家は衰へ、熱誠國を愛するもの多き國家の興るは歴史に徴して明かなり。

開國二千六百年の名譽ある歴史を有する我國も、東海に偏在して世界の進運に遅れたれども、僅かに五十年の短き歲月に由りて、一躍世界一等國の班に列するを得たるは、一に萬世一系の帝祚を踐み給へる 我大君の御稜威に由ると雖も亦國民忠義の精神に基かずんばあらず、斯くして此の國家今日の盛運を維持すると共に益々發展せしめんとせば、第二第三の國民たるべき現在の少年子弟に確乎不拔の愛國的情操と義勇奉公の精神とを鼓吹せすんばあらず、之を成すの道如何！ 少年子弟の學校教育を助けて先づ健實なる身體を養ひ、之と共に健全なる精神を得しむるにあるのみ、是れ我が少年團の起れる所以なり。

實學の機會を與ふ

然れども少年團の運動は、何故に學校教育及家庭教育以外に必要なるか、吾人は決して是等の教育を以て不備なりとするものにあらず、唯學校教育は概ね教場内に限られ、家庭教育も亦家庭内に限られたれば、少年團の運動は、是等の教育に於て與へられ又は啓發せられたる智識情操を、實物に照し實際に處して確實なるものたらしめんとす。例へば少年團に於て行ふ野外演習の如きは、種々の機會を利用して實事實物に接せしめ、今日都會に住む多くの人の生活状態の弊たる自然に遠ざかり、菽麥を辨せざるの迂を救ひ得る事と信ず。又各種見學の如きも亦然り、例へば、飛行機の如きも實際飛行場に到り、實物を前にして専門家より説明を受け、尙飛行機を見、或は之に試乗する等の事は、確實に此機に關する智識を與ふる事を得るなり、其他之に由りて學問をして趣味あるものたらしめ、少年に進んで研究せんとする自發活動を促し得べし、是れ皆少年團教育の特色なり。

忠君愛國の熱情を養ふ

又少年團は、國民的情操の陶冶としても恰適の機會を捕へ得べし、少年が抽象的に授けられたる忠君愛國の精神、其他道德的判斷を實際に了解せしめ得るは、本團教育の特に必要な所以なり、即ち國家を防禦するに幾何の努力困難ありやに就て、實際に兵舎について其の設備を見或は伊藤公、乃木將軍、山鹿素行先生の展墓、松陰神社の參拜の如き、偉人烈士の邸宅出生地墓地等にて、實際に是等の人々の言行に就きて説明を聞くを得ば、全生涯を通じて深く愛國的情操の印象を留め得べし。

團體心理の應用

本團の事業は少年を團體的に編成して訓練を行ふ事其の大部分を占めたり、是れ現今の不規律なる家庭生活及び一般の風習を改善するに効果ある事必せり、現在の社會にて最も秩序規律正しき軍隊と、一般國民とが接近して軍隊の事情に精通し同情する

事は最も必要な事なれども、實際は非常に懸隔せり、此の弊を撓めて、少年時代より之に接近せしめんとするは本團の希望なり、此くの如くして軍隊の如く規律を守り、命令に従ふ習慣を習ひなば、少年を善導するも亦容易なるべし。

凡そ人類には群集本能あり、單獨にて苦痛を感ずる事も、多衆にて行はば容易に成し得ることあり、此の本能を利用して少年を團隊生活に導き、興味を以て不知不識の間にも良習慣に馴致せしむるは本團教育の最も利ある點なりとす。

良民の養成

世人動もすれば少年團を以て少年兵團となす、然れども本團の主旨は少年兵の養成にあらずして、實に健全なる身體と健全なる精神とを兼備せる良民の養成にあり。

歐洲大戰の我國に及ぼす影響は豫め之を斷定し能はずと雖も、思ふに我國の世界的位置は益々高く、その責任亦重く、國力の充實を計らざるべからざることを明かなり。此の時に當り舉國一致奮勵努力以て國事に當るは善良なる國民の多數に待つこと大

なり、今日の少年子弟は須らく先づ善良なる國民となり、以て各自に志す處に従ひて國光を世界に輝かし、國運をして益々向上發展せしむべきなり、吾人が少年團の必要を主張してその教育を實施するは如上の理由に基くなり。

### 大日本少年團々歌

#### 一、東西南北例しなき

わが皇室の尊さよ

わが國體の畏さよ

忠君愛國これ至誠

朝に夕に誓ひつゝ

振へや 日本少年團

#### 二、水天勢無際涯なき

五百重の波の果までも

行方はるけきわが心

われは海國男子なり

海をば日夜の友として

振へや 日本少年團

#### 三、爛々として東に

大日輪の昇る時

まづわが國を照すなり

その嚴かさ 勇ましき

世界に耀やく此の誇

振へや 日本少年團

#### 四、鬢髮として野に山に

櫻咲くなり敷島の

大和心と匂ひつゝ

武士道花と薫る時

あゝ東海の君子國

振へや 日本少年團

五、八面玲瓏富士の峯

八重の霞の奥に立ち

千古の雪をいたゞきて

自然の姿いや清し

飾らぬ面の氣高さよ

振へや 日本少年團

# 大日本少年團規約

## 綱領

本團建設ノ要義ハ大日本帝國ノ少年子弟ニ堅實ナル國民思想ヲ扶植シ併セテ體力ノ充

實ヲ圖リ他日國家ノ柱石タリ國民ノ中堅タラシムルニアリ乃チ左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス

- 一、忠君愛國ノ至誠ヲ效ス
- 一、禮讓ヲ尙ビ規律ヲ守ル
- 一、言責ヲ重ンジ本分ヲ盡ス
- 一、體軀ヲ鍛ヘ勇氣ヲ養フ
- 一、勤儉ヲ主トシ質素ヲ旨トス

## 第一章 總則

- 第一條 本團ヲ大日本少年團ト稱ス
- 第二條 本團ハ本部ヲ東京ニ置キ各地ニ地名ヲ冠スル少年團ヲ設ク
- 第三條 各地少年團ハ本規約ニ基キ必要ノ規定ヲ作り本部ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第四條 本規約ノ變更並ニ本規約ニ基ク特別規定細則等ノ制定變更ハ本部職員ノ意見ニヨリ評議員ノ協定ヲ經テ團長之ヲ行フ

## 第二章 目的及事業

第五條 本團ノ目的ハ綱領ノ趣旨ヲ體シ左記諸項ノ實踐躬行ヲ期スルニアリ

一、團員ヲシテ既得ノ道德的智識ヲ實行セシムルタメニ適當ナル機會ヲ與ヘ報效獻身ノ美德ヲ涵養セシム

二、團員ヲシテ不健全ナル思想ニ感染セシメズ且ツ社會ノ誘惑ニ遠ザカラシム

三、團員ヲシテ體力ヲ充實セシメ行動ヲ勇敢敏捷ナラシメ以テ剛毅忍耐ノ德ヲ養成セシム

四、團員ヲシテ實際的智識ヲ得シメ且ツ利用厚生ニ關スル興味ヲ喚起セシム

五、團員ヲシテ協同一致進ミテ善ヲナスノ美風ヲ涵養セシム

第六條 各地少年團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メニ其團々長ノ定ムル教則ニヨリ適宜左ノ諸科目ヲ實施シ活教材ヲ捕捉シテ訓導教化ヲ行フ

一、各種見學及ビ實習

二、參拜及ビ展墓

三、探檢及ビ踏査

四、軍事初歩ノ教練及ビ演習

五、體育的諸動作

六、其他各地方ニ適切ナル事項

第七條 前條諸科目ノ實施ニ關スル事項ハ各地少年團長之ヲ定ム

## 第三章 機關

第八條 本團ニ團長、副團長各一名、理事(醫員)評議員、監事、各若干名ヲ置ク

第九條 團長ハ本部職員一致ノ意見ニ基キテ之ヲ推戴ス

副團長理事(醫員)評議員監事ハ本部職員協議ノ上團長之ヲ委囑ス

第十條 團長ハ一切ノ團務ヲ總理ス

副團長ハ團長ヲ輔佐ス

理事ハ團長ノ命ヲ承ケテ一切ノ團務及衛生ニ關スル事項ヲ掌理ス

評議員ハ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且ツ團長ノ諮詢ニ應ジテ意見ヲ具申ス

監事ハ團長ノ命ヲ承ケテ少年團ノ教育訓練ニ關スル事項ヲ管掌ス

第十一條 各地少年團ニハ團長一名理事評議員監事各若干名ヲ置ク

但シ土地ノ情況竝ニ團ノ大小ニヨリ機關ノ増減ヲナスコトヲ得

第十二條 各地少年團長ハ本部團長ニ屬シ其ノ少年團一切ノ團務ヲ總理ス

各地少年團理事ハ其ノ團長ノ命ヲ承ケテ團務ヲ掌理ス

各地少年團評議員ハ其ノ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且ツ其ノ團長ノ諮詢ニ應ジ意見ヲ具申ス

各地少年團監事ハ其ノ團長ノ命ヲ承ケテ團員ノ指導訓育ニ任ズ

第十三條 職員ハ本團ノ趣旨ヲ贊シ専心之ニ當ルモノヲ以テシ特ニ任期ヲ定メズ

#### 第四章 團員ノ資格及ビ入退團

第十四條 團員タルヲ得ベキ者ハ十一歳以上十七歳以下ノ男兒ニシテ本團ノ趣旨ヲ贊スル者ニ限ル

第十五條 入團志願者ハ各地少年團長ノ定ムル所ニ從ヒ願書ヲ提出スベキモノトス

第十六條 入團ヲ許可セラレタルモノハ所定ノ誓約ヲナスベキモノトス

第十七條 入團期ハ毎年四月退團期ハ毎年三月トス

但シ中途入團ヲ希望スル者ニ對シテハ翌年三月迄假入團ヲ許可スルコトアルベシ

第十八條 團員ニシテ退團セントスルモノハ其ノ狀ヲ具シテ届ケ出ヅベシ

第十九條 團員中團ノ趣旨ニ背キ不都合ノ行爲アルモノハ退團ヲ命ズ

第二十條 團員入退團ノ決裁ハ各地少年團職員ノ諮詢ヲ經テ其ノ團長之ヲ行フ

#### 第五章 編制階級及ビ服裝

第二十一條 各地少年團ハ概ネ左ノ標準ニ據ル

分隊	十人
小隊	三分隊
中隊	三小隊

中隊内ノ小隊、小隊内ノ分隊ハ順序數ニ由ル番號ヲ附シテ之ヲ稱呼ス

中隊長ハ監事ヲ以テ之ニ充テ小隊長分隊長ハ上級團員ヲ以テ之ヲ充ツ

但シ平素ノ訓練ニ際シテハ便宜變更スルコトヲ得

第二十二條 團員ノ階級及ビ其色ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一級 白
- 二級 黄
- 三級 綠
- 四級 青
- 五級 紫
- 分隊長 赤
- 小隊長 白赤

第二十三條 初年團員ヲ一級トシ教育年數、勤怠、行狀等ヲ參酌シ一年一回以上進級セシム

第二十四條 團員少年團トシテ行動スル場合ニハ各地少年團所定ノ服裝ヲナスベキモノトス

### 第六章 經理

第二十五條 本團ノ職員ハ無報酬ヲ以テ本則トス

第二十六條 本團ノ財計ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ル

#### 附 則

一、大日本少年團一切ノ團務ハ當分ノ内東京少年團ニ於テ之ヲ管掌ス

本團ニ屬スル各地少年團左ノ如シ

- 東京麻布三軒家町 團長 伊崎良熙
- 東京少年團 團長 伊崎良熙
- 岩手縣和賀郡 團長 高橋峯次郎
- 藤根少年團 團長 高橋峯次郎
- 秋田縣角鹿郡 團長 高橋峯次郎
- 小平少年團 團長 兎澤繁治
- 岩手縣江刺郡 團長 兎澤繁治
- 梁川少年團 團長 佐藤總吉

積丹少年團

北海道積丹郡

團長

渡邊

家義

沼津少年團

靜岡縣沼津町

團長

渡邊

水哉

### 東京少年團規約

#### 綱領

本團建設ノ要義ハ東京ノ少年子弟ニ堅實ナル國民思想ヲ扶殖シ併セテ體力ノ充實ヲ圖リ他日國家ノ柱石タリ國民ノ中堅タラシムルニアリ乃チ左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス

- 一、忠君愛國ノ至誠ヲ效
- 一、禮讓ヲ尙ビ規律ヲ守ル
- 一、言責ヲ重シ本分ヲ盡ス
- 一、體軀ヲ鍛ヘ勇氣ヲ養フ

一、勤儉ヲ主トシ質素ヲ旨トス

#### 第一章 總則

第一條 本團ハ大日本少年團ニ屬シ東京少年團ト稱ス

第二條 本規約ハ大日本少年團規約ニ基キ東京少年團ノタメニ必要ナル事項ヲ規定スルモノトス

第三條 本規約ノ變更ハ本團職員ノ意見ニヨリ大日本少年團ノ承認ヲ經テ本少年團長之ヲ行フ

#### 第二章 目的及ビ事業

第四條 本團ノ目的ハ綱領ノ趣旨ヲ體シ左記諸項ノ實踐躬行ヲ期スルニアリ

- 一、團員ヲシテ既得ノ道德的知識ヲ實行セシムルタメニ適當ナル機會ヲ與ヘ報效獻身ノ美德ヲ涵養セシム
- 二、團員ヲシテ不健全ナル思想ニ感染セシメズ且ツ社會ノ誘惑ニ遠ザカラシム
- 三、團員ヲシテ體力ヲ充實セシメ行動ヲ勇敢敏捷ナラシメ以テ剛毅忍耐ノ德ヲ養成

セシム

四、團員ヲシテ實踐的知識ヲ得セシメ且ツ利用厚生ニ關スル興味ヲ喚起セシム

五、團員ヲシテ協同一致進ミテ善ヲナスノ美風ヲ涵養セシム

第五條 本團ハ前條ノ目的ヲ達セン爲メ團長ノ定ムル教則(文課武課)ニ據リ適宜左ノ諸科目ヲ實施シ活教材ヲ捕捉シテ訓導教化ヲ行フ

一、各種見學及ビ實習

二、參拜及ビ展墓

三、探檢及ビ踏査

四、軍事初步ノ教練及ビ演習

五、體育的諸動作

六、其他必要ナル諸項

### 第三章 機關

第六條 本團ニ左ノ職員ヲ置ク

團長

評議員

理事長及ビ理事

第一部長及ビ第一部監事 (總稱文課)

第二部長及ビ第二部監事 (總稱武課)

第七條 團長ハ職員一致ノ意見ニ基キ大日本少年團長ノ承認ヲ經テ推戴ス

團長以外ノ職員ハ職員協議ノ上團長之ヲ委囑ス

理事長ハ理事第一部長ハ第一部監事ノ互選ニ依リテ選舉シ團長之レヲ委囑ス

第二部長及ビ第二部監事ハ普通武官ヲ以テ之ニ任ジ高級古參ノ監事ヲ以テ部長トス

第八條 團長ハ大日本少年團ニ隸シ團務ヲ總理シ團員指導ノ責ニ任ズ

第九條 評議員ハ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且ツ團長ノ諮詢ニ應ジ意見ヲ具申ス

第十條 理事ハ一般ノ庶務經理及衛生ノ事務ヲ分掌ス

理事長ハ團長ニ對シ理事全般ノ事務整理ノ責ニ任ズ

第十一條 第一部監事ハ文課ニ關スル教育ヲ担任ス第一部長ハ第一部監事ノ配屬ヲ定メ且ツ第一部監事ノ行フ訓育ヲ指導シ團長ニ對シ齊一進歩ノ責ニ任ズ

第十二條 第二部監事ハ武課ニ關スル教育ヲ担任ス第二部長ハ第二部監事ノ配屬ヲ定メ且第二部監事ノ行フ訓育ヲ指導シ團長ニ對シ齊一進歩ノ責ニ任ズ

第十三條 各職員ノ業務細則ハ別ニ定ムル所ニ據ル

第十四條 職員ハ本團ノ趣旨ヲ賛シ専心事ニ當ル者ヲ以テ之レニ充テ特ニ任期ヲ定メズ

#### 第四章 團員資格及ビ入退團

第十五條 團員タルヲ得ベキモノハ十一歳以上十七歳以下ノ男兒ニシテ本團ノ趣旨ヲ賛スルモノニ限ル

第十六條 入團志願者ハ左記書式ニ依ル願書ヲ提出スベキモノトス

第十七條 入團ヲ許可セラレタル者ハ所定ノ誓約ヲナスベキモノトス

第十八條 入團期ハ毎年四月退團期ハ毎年三月トス

但シ中途入團希望者ニ對シテハ翌年三月迄假入團ヲ許ス事アルベシ

第十九條 團員ニシテ退團セントスルモノハ其ノ狀ヲ具シテ届ケ出ヅ可シ

第二十條 團員中團ノ趣旨ニ背キ不都合ノ行爲アルモノニ對シテハ退團ヲ命ズ

第二十一條 團員入退團ノ決裁ハ職員ノ諮詢ヲ經テ團長之ヲ行フ

#### 第五章 編制階級及ビ服裝

第二十二條 本團ノ編制ヲ左ノ如ク定ム

其一、本團員ヲ一若シクハ數個ノ中隊ニ區分ス

其二、中隊ハ團員約百五十名ヲ以テ編制シ中隊長ハ第二部監事ヲ以テシ小隊長分隊長ハ上級團員ヲ以テ之レニ充ツ

其三、中隊内ノ編制ハ概ネ左ノ標準ニ依リ各小隊及ビ分隊ニハ順序數ノ番號ヲ附ス

分隊 十人

小隊 五分隊

中隊 三小隊

但シ必要ニ應ジ變更スルコトアルベシ

第廿三條 團員ノ階級及ビ階級之レヲ表示スベキ色ヲ定ムルコト左ノ如シ

一級	白
二級	黄
三級	綠
四級	青
五級	紫
分隊長	赤
小隊長	白赤

第廿四條 初年團員ヲ一級トシ教育年數、勤怠、行狀等ヲ參酌シテ一年一回以上進級

セシム

第廿五條 小隊長及分隊長ノ任命並ニ團員ノ進級ハ團長之レヲ行フ

第廿六條 團員少年團トシテ行動スル場合ニハ左ノ服裝ヲナスモノトス

- 一、所定ノ徽章ヲ左胸乳部ニ附ス  
階級色章ハ毛織ニテ徽章ノ下部ニ約一寸垂下ス
- 二、所定ノ軍杖ヲ携帯ス
- 三、雜囊ヲ左肩ヨリ右脇ニカク
- 四、洋服ニ靴及ビ脚絆ヲ用フ  
但シ和服ニ袴草鞋跣足袋ヲ用フルコトヲ得
- 五、學生帽ヲ用フ

### 第六章 教科ノ實施

第廿七條 第二章第五條ニ定ムル教科ハ普通毎月二回休日ニ於テ實施ス

第廿八條 實施事項及ビ日時場所等ノ實施細目ハ職員會ニ於テ決定ノ上團長ノ承認ヲ

受クルモノトス

第廿九條 實施時項日時、場所及ビ所用ノ費用等ハ理事ヨリ團員ノ父兄又ハ保護者ニ

書面ヲ以テ通告ス

第三十條 團員ニシテ缺席セントスル場合ニハ成ル可ク速ニ事務所又ハ最寄監事ニ届

ケ出ヅベキモノトス

第七章 經理

第卅一條 本團ノ財計ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ル

第卅二條 團員各自ノ爲メ特別ニ之レヲ要スル場合ノ外ハ一切團員ヨリ費用ヲ徵集セ

ズ

附則

本團事務所ハ東京市麻布區三軒家町五十八番地ニ置ク

書式

入團願書

何區何町何丁目何番地何職何某何男

何學校 何年生

氏名 (自書)

生年月日

右者貴團ノ趣旨ヲ贊シ入團致サセ度入團ノ上ハ御規則堅ク遵守セシムルハ勿論本人ニ關スル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ可引受申此段相願候也

年月日

(本人トノ關係) 保護者 氏名 印

東京少年團長 何 某 殿

現在役員

團長

(陸軍少將)

伊藤 良 照

理事

(陸軍歩兵大尉)

河原 橘 彌

(訓 導)

宇田川 鈞

(同 上)

小 柴 博

(ドクトル)

三田谷 啓

(陸軍歩兵大尉)

佐藤 玄 藏

(訓 導)

日野 鶴 吉

少年團指針  
評議員

- (文部省囑託) 巖谷季雄
- (海軍大佐) 奥田貞吉
- (陸軍歩兵中尉) 小川健三
- (陸軍歩兵大尉) 河厚橋彌
- (東洋大學教授) 高島平三郎
- (文部省普通學務局長) 田所美治
- (訓導) 宇田川鈞
- (文部省囑託) 久留島武彦
- (少年世界記者) 葛原齒
- (法學士) 丸山鶴吉
- (醫學博士文學博士) 富士川游
- (訓導) 小柴博

監事

- (法學士) 小島七郎
- (海軍大佐) 真田鶴松
- (ドクトル) 三谷田啓
- (陸軍歩兵大尉) 櫻井忠温
- (陸軍歩兵大尉) 佐藤亥藏
- (京極小學校長) 笹野豊美
- (東京高師教授) 蛭田太一郎
- (四谷第四小學校長) 三橋喜久雄
- (訓導) 日野鶴吉
- (訓導) 石原恕之
- (早大學生) 猪野令宣
- (同上) 保坂八藏
- (陸軍歩兵中尉) 小川健三
- (少年記者) 大井信勝

(陸軍歩兵大尉)	河原 橋 彌
(訓 導)	武 藤 良 吉
(同 上)	宇 田 川 鈞
(慶大學生)	馬 淵 秀 雄
(明大學生)	福 崎 和 一 郎
(訓 導)	小 柴 博
(同 上)	安 西 幸 次 郎
(陸軍歩兵大尉)	佐 藤 亥 藏
(醫科大學生)	齋 藤 友 三
(高商學生)	菊 田 保 孝
(東京高師教授)	三 橋 喜 久 雄
(訓 導)	日 野 鶴 吉
(帝大學生)	平 井 國 英

### 教育要旨及方法の概示

教育は本規約第二章の目的及び事業を基とし其文課は主として中小學校教育と相俟ち相助け實物に接し實地に觸れしめ情操を養ひ意志を練り智性を啓發するに在り其武課は主として紀律節制を守り禮義服従を重じ尙武の氣象を盛ならしめ身體を鍛錬し剛毅忍耐協同一致の精神を養ふにあり。

一、道德の要は實踐に在り德育の目的は徳性の涵養に在り然れ雖教育の事項は徒に高尚に失せず矯激に馳せず須く團員心身發達の程度に應じ熱烈なる同情を以て彼と共に鳴し荷も壓制又は形式に流れず遊戯の間にも其言動を善導すべし而して忠臣義烈士仁人其他偉大なる人物の性行を説くに當りては己れ先づ其性行を知悉し其人物に十分同情を表し極めて熱心懇篤に説述し聽者の趣味を惹起せん爲め過度の身振り手眞似を作し言動の卑野に陥る等は慎まざる可らず又威重と親愛とを以て徒に彼等心身の自由なる開暢發育を害ふ可らず、宜く獎勵及び

禁制の二方法を酌量し彼等の年齢と辨別力とに適應して指導するを要す

一、武課の散兵教練野外演習は其回数と比較的少なくし只管堅實なる各個教練密集教練を反覆施行し彼れ等の姿勢態度を正整勇壯ならしむると共に紀律を守り服従の美風を養成するに力を盡すべし若し夫れ興味少き爲め倦怠を生ずる恐れなき様遊戯等の運動を適宜日課中に配當するは授業の要訣にして文武兩課の最も考慮を要する所なり

一、忠烈勇壯にして活潑なる語調を以て知らず識らず君國の爲め身命を惜まざる義勇奉公の精神を涵養するを要す

一、紀律を守り品行を方正にし自治の良習慣を得しめんには監事は常に實踐躬行以て其模範たる事を期す可し然れども監督も亦決して等閑にすべからず言語動作に注意し機に投じ時に臨み之れに訓戒を與へ其効果如何を省察するを要す

一、敬禮を正しくせしむるは服従に慣れ風紀を正ふする所以なり故に敬禮は節に當るを要す 苟も禮にして節なくんば却りて非禮となるされば敬禮は誠心誠意よ

一、外形に現れ内心外形共に恭敬の意を盡す様導くを要す

一、監部の態度は不知不識の間に感化を與ふること大なるものなれば常に嚴格整正にし油断なく指導訓育の任に當るを要す

一、如何なる小過失と雖も之れを飾り辨解して其過失を曲庇せんとせば嚴重に之れを訓戒し決して其非を遂げしむ可らず 一點其非を包み隠す事なきものは深く之れを追窮せず簡單に將來を戒め置く可し

一、精神の教育は幾多の歲月を経ざれば其効果を奏し難しされば團員集合の際は第一教育勸語を一齊に捧讀せしめ次で本團宣言の五ヶ條を高唱同和せしむるを要す

一、團隊の教育に於て効果を充分ならしむるには團員各個の個性觀察に努めざる可らず然れ雖苛察の弊に陥らざる様注意し同情を以て綿密周到に觀察するを要す 本團の教育の要旨は綱領を以て主眼とすされば監部は該綱領を体し躬自ら純忠の誠を效し健實なる國民思想を扶植し體力の充實を圖り他日國家の柱石たり國



考

- 三、游泳漕艇ハ夏期水泳期間ニ是テ
- 四、行フ第三年度以後ニ於テ射撃ニ關スル智識ヲ與ヘ將來時機ヲ得テ狹窄
- 五、射撃ヲナサシムルテ度トス
- 五、注意、執銃教練ハ銃ニ換フルニ軍杖ヲ以テス

團員心得

本團々員は常に

教育に關する勅語并に軍人に下し賜へる勅諭を奉體し本團の綱領を遵守し、兼て日常左記の諸項を實踐し以て剛堅質實なる少年たることを期す可し。

第一 日常の心得

- 一、座作進退は快活にして嚴肅なる可し
- 二、沈着に思考し敏捷に行動す可し。
- 三、言語を正確にし語尾を明瞭にすべし。
- 四、服装は質素を守り常に端正なる可し。

- 五、自己の事は必ず自己にて處理すべし。
- 六、起床就褥の際は神佛前に禮拜し、後父母長上に挨拶す可し。
- 七、外出若しくは歸宅の際は必ず父母長上に挨拶す可し。
- 八、長者に對しては常に敬意を表し、其の教に従ふ可し。
- 九、幼者に對しては常に慈愛を旨とし之を扶助す可し。
- 一〇、動物は常に能く愛護す可し。
- 一一、己が行動は團の行動にして己が毀譽は團の毀譽と知る可し。

第二 敬禮に關する心得

- 一、團員の敬禮は舉手注目を本則とす。  
但し室内に在りては普通敬禮による可し。
- 二、途上行幸啓 軍旗に會遇したるときは最敬禮を行ふ可し。
- 三、神社佛閣墓前を過ぐるときは必ず敬禮す可し。
- 四、途上葬儀に會遇したるときは其知と不識に關せず敬意を表す可し。

- 五、本團職員及上級團員に對して敬禮を行ふ可し。
- 六、同級團員及び下級團員に對しても相互敬禮を交換す可し。
- 七、凡て敬禮は誠意誠心の發動なれば恭敬の意を體し嚴正確實に行ふ可し。

第三 行軍に關する心得

- 一、團員の集合は指定時間十分前とす。
- 二、行軍に際しては軍杖、徽章、團員手帳、鉛筆、紙、等を携帯す可し。
- 三、軍杖は單獨歩行の場合左肩にかけ團隊の際は隊長の命による可し。
- 四、徽章は常に左胸の乳部につく可し。
- 五、辨當は成る可く握り飯(副食物は梅干香物とす)又は麩とし、自宅より必ず携帯す可し。
- 六、間食物金錢其他不用品は携帯す可からず。
- 七、集合及解散の前後は成る可く近隣相誘ひ隊伍を組て道路の左側を通行す可し。
- 八、行軍解散後は成るべく速に歸宅し決して無斷にて道寄すべからず。

九、歸宅後は狀況事項等を父母に委しく報告すべし。

一〇、行軍に出席し得ざる場合は成るべく速に監事又は事務所に届け出づべし。

一一、何事も共同一致を旨とし許可を得ずして單獨行動をとるべからず。

一二、常に規律を守り團隊は一人の集合なることを忘る可からず。

第四 小分隊長心得

一、小(分)隊長は團員の模範たることを期す可し。

二、小(分)隊長は命令を傳達し團員より上申を進達し迅速正確を期す可し。

三、小(分)隊長は中隊長の命を承け其の隊團員を監督指導すべし。

四、小(分)隊長其隊團員の善行及び不都合の行爲あるときは中(小)隊長に申告す可し

團員手帳 (内容)

表紙 「團員手帳」 姓名 生年月日

教育に關する勅語

團員心得

軍隊勅諭

上段 伊勢大神宮寫眞  
二重橋寫眞

下段 皇室略譜

宣誓

團歌 (永井建子作曲、葛原齒作歌)

團員心得

團體表

私 己 ち		
團長	先	
	評議員	理事
所住		

の 生 己 の 團 隊							
團員心得	校學	が 生					
		た 隊					
の持受		長				氏名	住所

團員心得

私の家の							しゝい家				
近き	近き	氏	近き	近き	近き	近き	其	書	下	小	妹
寺	社	神	ポ	郵	交	學	他	生	女	僧	
院			ス	便	番	校					
			ト	局							

私のたの								
兄	祖	祖	母	父	續	職	族	處
	母	父			柄	業	稱	在
					氏			
					名			
						宗	菩	
					生	旨	提	
					年		寺	
					月			
					日			

家庭表

校學
長校
生先

少年團指針

近	近き醫院			
公	公園			
傍	停車場			
	其他主なる建物			

勤怠表

記録

總計

六十四頁

四六半截判

### 東京少年團職員業務細則

#### 第一章 總則

第壹 本細則ハ東京少年團職員ノ業務ニ關スル細部ノ事項ヲ規定シ各員ノ職責ヲ明カニシタルモノトス

第貳 凡ソ職務上ニ於ケル命令ノ服行ヲシテ迅速且確實ナラシムルハ持ニ規律ヲ重ンズベキ本團員ノ忽ニスベカラザル所ニシテ是業務進捗ノ捷徑ナリ故ニ命令ハ受令者ノ識量ニ適應セシムルコト必要ナルト共ニ苟モ下達後ニ於テハ其ノ實施ヲ監督セザルヘカラス又受令者ハ謹テ之ヲ守リ直チニ之ヲ行フベキモノニシテ若意見アルトキハ徐ロニ順序ヲ經テ之ヲ具申スベキモノトス

第參 命令ヲ實施スルニ方リ若機宜ニ適合セザル場合ニシテ之ヲ發令者ニ豫メ報告ノ暇ナキトキハ發令者ノ意圖ニ合スル如ク獨斷事ニ處スベキモノトス此ノ場合ニハ事終リタル後直ニ其趣ヲ發令者ニ報告スベキモノトス

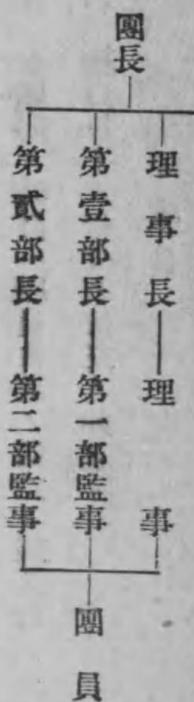
第四 職員ハ各自業務ノ大要ヲ承知シ互ニ連繫ヲ保チ執務上ノ正確ヲ期セザルベカラズ

第五 本細則ノ改訂ハ職員會議ノ同意ヲ經テ行フモノトス

第六 職員以下ノ命令系統左ノ如シ

#### 評議員

東京少年團職員業務細則



第貳章 團長ノ業務

第壹 團長ハ東京少年團ヲ率キ規約ノ定ムル處ニ從ヒ諸般ノ業務ヲ監督シ其ノ實施ヲシテ確實適切ナラシム

第貳 團長ハ本團活動ノ中心ナル故ニ職員ヲ督勵シ團ノ元氣ヲ振作シ一致協力以テ本團ノ目的ヲ達スル責任ヲ有スルモノトス

第參 團長ハ職員會議ヲ開キ又臨時職員若ハ幹部タル團員ヲ召集シテ研究會ヲ開ク

第四 團長ハ職員會議ノ議決ニ依リ職員ノ委嘱、解任ヲ行ヒ團員ノ進級退團ヲ行フ

第五 團長ハ職員以下ノ服裝ヲ監視ス

第參章 評議員ノ業務

第壹 團ノ事業ニ關シ審査立案スベキ事項ニ關シテハ團長ヨリ委嘱セラレタル場合ニ

ハ熱心敏活ニ處理スベキモノトス

第貳 立案主任者ハ草案ヲ評議員ノ回覽ニ供シテ意見ヲ徵シ職員會議ニ附ス。

第參 議決事項ハ成案トシ團長ノ承認ヲ經テ理事長ニ送附ス

第四章 理事長及理事ノ業務

第壹 理事長ハ理事ノ業務ヲ監督シ其意見ヲ團長ニ進議ス

第貳 理事長ハ事務上ニ關スル平易ナル事項ハ自ラ處決シテ團長ニ報告シ重要ナルモノハ團長ニ進議ス

第參 常ニ第一及第二部長ト交渉シ又理事業務ノ連繫ヲ密接ナラシム

第四 理事ハ處置スベキ事項ニ就キ通常其都度理事長ニ報告シ其ノ承認ヲ受クルモノトス、但シ先例アルモノハ此ノ限リニアラズ

第五 理事ハ概ネ左ノ區分ニ從ヒ各其事務ニ服ス、但シ理事長ハ必要ニ際シテ多少ヲ變更スルコトヲ得

甲 理事

少年團指針

- 一 少年團歴史ノ起草
- 二 往復文書ノ起案取扱及整理ニ關スル事項
- 三 編成ニ關スル事項
- 四 服裝及徽章ニ關スル事項
- 五 職員會議ニ關スル事項

乙理事

- 一 職員及團員ノ人事ニ關スル事項
- 二 入退團ニ關スル事項
- 三 職員名簿ニ關スル事項
- 四 團員名簿ニ關スル事項
- 五 統計ニ關スル事項

丙理事

- 一 命令ノ傳達ニ關スル事項
- 二 家庭トノ通信ニ關スル事項
- 三 印刷ニ關スル事項
- 四 諸願肩ノ査閲及整理ニ關スル事項

五 其他學事ニ關スル事項

丁理事

- 一 金錢ノ保管出納ニ關スル事項
- 二 物品ノ購買分配並支拂ニ關スル事項
- 三 計算簿記ニ關スル事項
- 四 鐵道及船舶輸送ニ關スル事項
- 五 休宿並湯茶ノ分配等ニ關スル事項

戊理事 (醫員)

- 一 診斷及治療ニ關スル事項
- 二 其他衛生ニ關スル事項

第六 業務担任區分ハ前條ノ如ク之ヲ定ムルト雖モ互ニ業務ヲ補助シテ其ノ進涉ヲ圖ルヲ要ス

第七 理事ノ保管書類左ノ如シ

甲理事

- 一 少年團歴史 (寫眞新聞雜誌等)
- 東京少年團職員業務細則

- 二 來(發)翰綴
- 三 職員會議々事録
- 四 團隊編成表

乙理事

- 一 職員表
- 二 職員名簿
- 三 團員名簿
- 四 入退ニ關スル書類
- 五 統計ニ關スル書類

丙理事

- 一 命令錄
- 二 家庭トノ通信ニ關スル書類
- 三 諸願屆級
- 四 授業豫定表、授業實施表團員成績表
- 五 學事ニ關スル書類

丁理事

- 一 金錢出納簿
- 二 物品出納簿
- 三 物品配與簿

戊理事

- 一 患者名簿

第五章 部長及監事ノ業務

第壹 部長ハ所屬監事ノ行フ訓育ヲ監督シ訓育法ノ改善ヲ規畫シ其ノ意見ヲ團長ニ進  
議ス

第貳 部長ハ監事以下ヲシテ能ク規約ヲ守リ和熟一致シテ其職務ヲ盡サシムルガ爲ニ  
監事ノ指導ニ任ズ

第參 第一部長ハ所屬監事ノ配屬ヲ定ムルニ方リテハ第二部長ト協議スルモノトス

第四 部長ハ監事ノ行フ訓育ニ關シ細事ハ自ラ之ヲ處斷シテ團長ニ報告シ其ノ他ハ團  
長ニ進議ス

第五 部長ハ各年度開始前ニ教則ニ據リ兩部長協議ノ上授業豫定表ヲ調製シ團長ニ提

出ス

第六 部長及監事ハ授業豫定表ニ據リ訓育ヲ實施ス

第七 部長及監事ハ勉メテ團員ノ性行容儀勤怠ニ注意シ若規律ヲ紊ル者屢々缺席又ハ遅參スル者アルトキハ之ヲ矯正スルコトニ務メ尙關係監事ニ通報シ部長ニ報告シ其情狀重キモノハ部長ヲ經テ團長ニ報告ス

第八 監事ハ規約第二十條ニ該當スルモノアルトキハ關係監事ニ通報シ所屬部長ヲ經テ團長ニ報告ス

第九 日課ハ已ムヲ得ザル場合ニハ之ヲ變更スルコトヲ得、此ノ場合ニハ成ル可ク速ニ所屬部長ヲ經テ團長ニ報告スベシ

第十 監事ハ毎年度末ニ授業實施表及團員成績表ヲ調製シ所屬部長ヲ經テ團長ニ提出ス

第十一 監事々故ノ爲出席シ難キ場合ニハ豫メ所屬部長ニ届出スベシ此場合部長ハ臨時他ノ監事ヲシテ代理セシメ又ハ時宜ニ依リ他部監事ニ依託スルコトヲ得

第十二 訓育中患者發生セシ場合ニハ應急ノ處置ヲ採リ速ニ部長團長及團員ノ保護者ニ報告又ハ通報スベシ

第十三 教授用材料購入ノ必要アルトキハ所屬部長ニ申請シ部長ハ理事長ニ協議スベシ

第十四 團員ヨリ諸願届ノ送附ヲ受ケタルトキハ適當ノ方法ヲ以テ第二部監事又ハ關係理事ニ送附スベシ

第十五 團員教課實施ノ爲集合セバ第二部監事ハ人員ヲ點呼シ中隊ヲ編成シ服裝ヲ檢査シ身體其他異狀ノ有無ヲ取調べ臨場ノ第二部長若ハ高級古參ノ監事又ハ團長ニ報告スルモノトス解散ノ時之ニ準ス

第十六 部隊ヲ編成シテ行動スル場合ノ指揮ハ第二部職員之ニ任ズルモノトス但シ鐵道及船舶輸送休止宿泊並ニ湯茶ノ分配等ニ關シテハ理事長又ハ代理者ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十七 部長及監事並幹部タル團員ハ訓育ニ際シテハ幹部手帳ヲ携帯出場スルモノト

ス

第十八 幹部タル團員ハ本團監事ノ命ヲ受ケ細務ニ服ス

第十九 參觀者ニ對シテハ監事ハ訓育ニ妨ゲナキ限リ懇切ニ接見スベシ

第二十 訓育實施中團長臨場スルハ授業ヲ止メ其儘「氣ヲ附ケ」ヲ令シ監事ハ團長ノ許ニ至リ監事以下ノ出場人員及實施課目ノ概要ヲ述ベ許可アリタル後再ビ授業ヲ開始スルモノトス。理事長及部長ニ對シテハ授業ヲ中止スルコトナク監事ハ出場人員及實施課目ノ概要ヲ報告ス行軍間團長ニ對スルモ亦之ニ準ス

第二十一 團長ト同等以上ノ上級者臨場スルハ團長ニ其他臨場者ニ對シテハ部長ニ準ス

第二十二 監事ノ保管書類左ノ如シ

一、學事ニ關スル書類

二、授業豫定表

三、授業實施表

#### 四、幹部手簿

#### 第六章 命令ノ傳達

第壹 命令ノ下達ハ迅速確實ニシテ遺漏誤謬ナキヲ期ス可シ

第貳 丙理事ハ命令傳達ノ責ニ任ズ教課實施日ニ於テハ命令ノ傳達ヲ最寄監事ニ委任スルコトヲ得

第三 命令ハ教課實施日解散ノ時ニ於テ口達スルヲ例トス但不在者ノ爲メニハ幹部及團員ノ居住地附近ノ者ニ傳達スルヲ勉メ尙理事ハ書狀ヲ以テ傳達スルモノトス

第四 下達シタル命令ハ他日ノ索引ニ便スル爲月日要件ヲ記載シ綴リ置クモノトス

#### 第七章 職員會議

第壹 職員會議ハ重要事項ノ議定ヲ必要トスル時臨時之ヲ開ク

第貳 理事ハ團長ノ命ヲ受ケ議案議場時日等ヲ豫メ通報ス

第參 職員全部ハ本會議ニ出席スルモノトス時宜ニ依リ一部ノ職員ノミヲ列席セシムルコトアルベシ

第四 理事ハ會議ニ關スル一切ノ設備及決議ノ整理ニ任ス

第五 議案ノ決裁ハ多數決ニ依リ團長之ヲ行フ但團長ハ再議ニ附スコトアルヘシ

第八章 入退團者ノ取扱

第壹 理事ハ入團ノ願書ヲ接受シタルキハ之ヲ調査シ理事長ヲ經テ團長ニ報告ス團長ハ決裁ノ後假入團ヲ許可シ之ヲ保護者ニ達セシム

第貳 部長ハ理事長ヨリ入團ノ通報ヲ受ケタルキハ理事長ト協議ノ上之ヲ中隊ニ配屬シ又團長ニ報告シ且所屬監事ニ告達ス

第參 入團式ハ通常之ヲ毎年四月第二日曜日ニ施行ス其日時場所等ハ理事長之ヲ定メ團長ニ報告シ職員以下ニ達ス

第四 理事長ハ入團式當日新團員ヲ點呼シ本人ヲ名簿ト共ニ第二部長ニ交附シ第二部長ハ直ニ各中隊ニ引渡ス

第五 中隊長新團員ヲ受領セハ之ヲ舊團員ニ紹介シ少年團徽章及軍杖ヲ交附ス  
第六 團長ハ左ノ方法ニ依リ入團式ヲ行フ

一 入 場、舊團員、新團員、職員父兄、來賓

一 君ガ代（二回）

一 勅諭捧讀

一 宣 言

一 宣 誓

一 訓 辭

一 報 告

一 祝 辭

一 答 辭

一 退 場 來賓、職員父兄、新團員、舊團員

第七 入團式ヲ行フハ定期入團ノ時ニ限ル其他ノ場合ニアリテハ第四五ヲ適用ス

第八 理事退團願ヲ接受シタルキハ之ヲ調査シ理事長ヲ經テ團長ニ報告ス團長ハ之ヲ許可シ本人ノ保護者ニ告達セシメ且第二部長ニ通報セシム

第九 定期退團者ニ在リテハ第六ノ方法ニ準シテ退團式ヲ行フ

團員名簿		考備						
所住	入團年月日	所屬					備考	
		中隊	中隊	中隊	中隊	中隊		
區	町	番地	稱名		級等			
			隊長	隊長	隊長	隊長		
名氏	日	日	級年		級年			
			月	月	月	月		
名氏	入團時ノ學年	所屬學校	者護保		業職			
			業	職	名氏	所住		
年月日	學年	學校	電話	男	區	町	番地	

少年團歷史

本團の創立并に沿革

- 一、大正二年九月同志相協り少年軍を創始し毎月一回行軍を行ひ、各種の見學訓練等をなす。
- 一、大正三年十二月六日少年軍の事業大に世に認められ、熱心なる朝野諸名士の賛同を得て、九段偕行社に第一回入團式を舉行す、百十八名の團員宣誓の上入團す、同時に少年軍を少年團と改稱す。
- 一、大正三年十二月中少年團役員を公選し、規約を作製す、かくして、大日本少年團、東京少年團の規約完成す、次で陸軍少將伊崎良照閣下を東京少年團長に推戴す。
- 一、大正四年五月九日第二回入團式を牛込振武義會に舉行す、二百五十名宣誓入團す。
- 一、大正四年九月評議員會の決議に據り少年團輔成會成立し、少年團事業の後援を圖る。
- 一、同年東京少年團職員服務細則、教育の概示、團員手牒を協定す。同時に規約の改正をなす。

- 一、大正四年十月米國ホノル、少年團及びホルトガル少年團と交通す。
- 二、大正四年十一月、御大典に際し、團旗及び團歌を制定す。

### 本團にて實施したる行軍の概略

東京少年團の前身たる少年軍時代の行軍は、大正二年九月より大正三年十月に至る、第一回より第七回に至る、凡そ一年間七回の行軍であつた。行軍の通知を受けて募集する少年は一回毎に増加して、漸次父兄有識者の認むる所となつた。主唱者等の熱心は勿論なれども、此の擧の都市に於ける兒童教養に適切なる企圖であつたことは何人も首肯することであらう。その行軍の大要を左に述べむ。

#### 第一回 (大正二年十月二十六日)

東京の西郊目黒あたりは田園遠く連つて、遠足清遊の好適地である。不動尊裏の芋畑の芋を買ひ取つて、之を盛に掘り取らせた、少年は非常の興味を以て、手足を泥塗にして競争して、獲物の多からんことを誇つた。これだけにも都會の少年には非常の

教訓となつた。掘つた芋は近くの小川へ往つて洗つて、ふかす迄にした。そして青木昆陽の墓に参拜して小柴理事の墓前講話をきいてあるうちに、芋はふけたので、皆大喜で啖べた芋屋の店頭にある芋に比べてその味の格別であつたのは、新しい許りでなく自分たちの努力の味が加味されてゐたからだ。目黒の芋掘りは、非常に世の喝采を博して、その後之を真似て行ふ學校さへ出來た。

#### 第二回 (大正二年十一月三十日)

江戸幕府の末路を飾つた、十五代將軍徳川慶喜公は東京市民にとつては忘るべからざる恩人である。恰も此の日その葬送の日であつた。小石川傳通院前に集合した少年團の一隊は、午前博文館印刷所を見學して、午後葬列を奉送することにした。印刷所にては、少年世界主任の葛原齒氏(現少年團評議員)の案内にて、印刷術の大要を實地實物に就て説明された。少年は印刷に關する概念を得殊に日常使用する教科書は如何にして製作さるかを了解して大に喜んだ。輪轉機の運轉を見ては機械の進歩を賞し活字製造の敏活なるに目を圓くした。かくて、午後慶喜公の葬列を送り、傳通院に於て、

慶喜公、傳通院殿、沙汰止の櫻等につき、小柴理事からおもしろい講話を聞いた。

第三回 (大正三年二月十六日)

我が忠勇なる軍人は冬の酷寒中に如何にして軍務を勵みつゝあるか、襟巻や、マント足袋手袋に身を包む少年に提示すべき活教材は冬の兵營内にて多くを得らるべし。午前九時澁谷終點に集合して、世田ヶ谷の近衛野砲兵聯隊を見學した。聯隊長代理石井中佐は特に便宜を與へられて、その後も少年軍に對して、多大の後援を賜つた有志である。同中佐は聯隊の歴史と戦功に就いて親切丁寧な講話された。海江田中尉は、



中學見術縱操砲大るけ於に隣聯兵砲衛近 (軍行回二第)

兵卒を指揮して、大砲操縦を實施説明

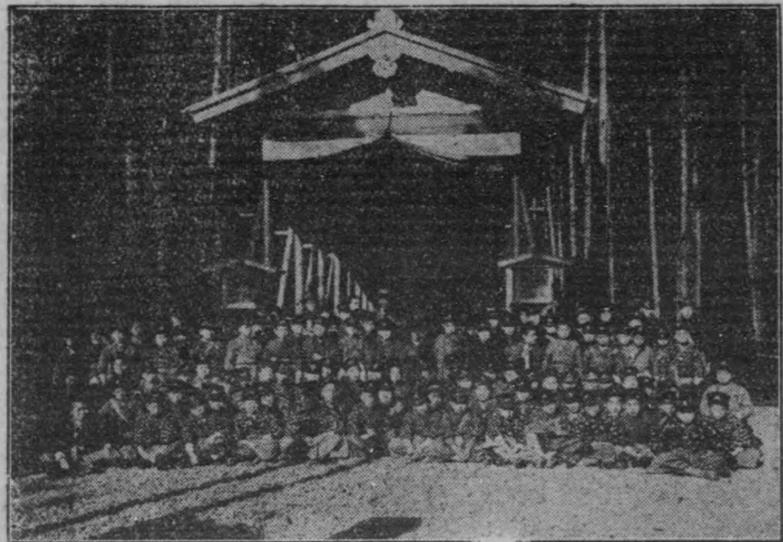
された。最後に中佐は日露戦争と兵士の訓練小國民の覺悟等熱心に物語られ、營内限なく案内された、手足の凍りつくやうな日も軍人は身を忘れて各の務を盡さなければならぬ。吾々の日常は如何と、少年は黙解したのであつた。それより、松陰神社に參拜し、維新の際に於ける勳功其他について宇田川理事から講話があつた。

神社の後にある、殉難六氏の墳墓及び桂公の墓に參拜して同じく講話を聞いた。

第四回 (大正三年三月二十九日)

少年が飛行機に對する研究心は非常なものである。少年軍で特別行軍として飛行機見學を發表すると、希望者多數に上り、そ

員團るけ於に前墓公桂 (軍行回三第)



の一部を引率して見學を行つた。二十九日午後新宿停車場を發して所澤一泊、佐藤工兵中尉(現飛行隊附大尉)の斡旋により木村徳田兩中尉の記念塔に參拜しその前に講話をき、夜宿舎にて重松中尉より飛行機の説明をきいた。佐藤大尉は、之より前、少年軍の趣旨に賛同されて、種々有益なる後援を賜はつてゐた。三十日早朝は徳川大尉指揮の下に飛行演習があつた。特に團員の同乗を許され川原少年、小笠原少年、星少年、松本少年等の試乗は一同満足する所であつた。それより、格納庫、飛行船其他の案内説明を受け停車場迄送られて、所澤を辭した。

第五回 (大正三年六月二十八日)

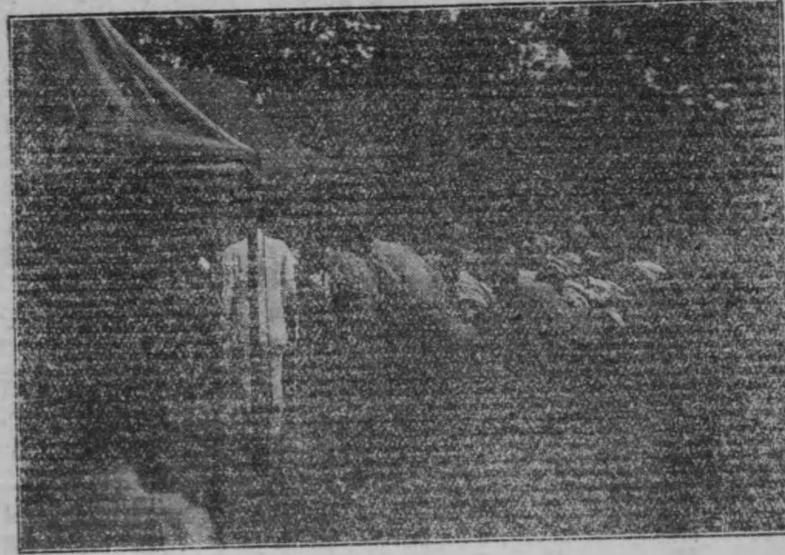
ライオン齒磨といへば誰でも知らぬものはない。どうして、どういふ順序であの齒磨が自分たちの手迄渡つて來るかといふことを知るのは少年でなくとも興味を感ずるものである。そこで製造所の見學をした。主任小林友三郎氏は、ライオン齒磨經營の沿革、現在及び女工教育につき説話され澤山の齒磨を各自に寄贈された。後藤春樹氏(圖案係)の案内にて、粉末検査、混合、袋入れ、封印、荷造、より、小林試験所等順

序説明された、更に小林氏は植物園の入場券を寄贈されたので、植物園で、愉快なる運動遊戯をした。

第六回 (大正三年九月十三日)

日本軍人中乃木大將程少年に感化を興へたものはない。少年團にては、乃木大將の墓拜は年中行事の一に加へた。夫に義士祭もその一行事としてある。此の日は朝の間雨を冒して青山練兵場を集まつて、大將邸を拜觀した。恰も祭典の日に當つて乃木會の人たちに懇篤なる待遇を受けた。夫より麻布日ヶ窪舊毛利家跡について大將出世の地及び増島博士邸内なる赤穂義士切腹の跡を踏査して現地講話(小柴理事)をした。

乃木大將軍邸前祠に禮す (第六回行軍)



歸りに青山墓地を通つて、諸名士（廣瀬中佐、副島種臣、兒玉大將、大久保公、常陸丸碑、小村侯等）の墓前講話を行つた。

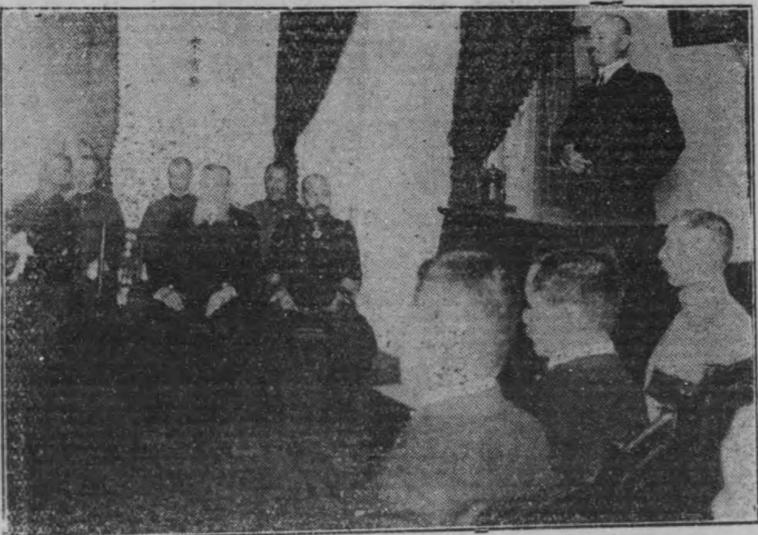
功遂げ、名成りて、永久に國安かれと地下にある諸先輩に對して、吾々は一日も國に盡すの覺悟を忘るべからずと少年に説き示したのである。此の日大雨を冒しての行軍なりしも勇敢なる少年は一人の落伍者もなし。

第七回（大正三年十月三十一日）

明治政府を創始し、東洋先進の文明開拓の偉人は伊藤公である。殊に欽定憲法の意義は少年に領解せしめざる可らず。依りて伊藤公爵家に交渉して、大井村なる公の墳墓に參拜し恩賜館の拜觀を許可された。品川停車場前に集まり、先づ公の墓を參拜して講話を行ふ。それより恩賜館に至る、いとも莊重なる内部の有様を親しく案内された。此の日熱心なる塚本氏（青山學院講師）は館前の芝生にて兒童講演をされた。

以上は少年軍と唱へた時代の行軍の大要である。その後少年軍の計畫が有志の賛同

第一回入團式（借行社）高島三郎氏の講演



來賓席前列向ツテ右ヨリ藤田海軍大佐河野農相  
河原大尉、後列齋藤少佐、永田大尉  
幹部席右ヨリ伊崎團長巖谷小波氏久留島武彦氏

を得て、大正三年十二月六日九段借行社に於て發會式とも云ふべき第一回の入團式が舉行された。日本に於ける最初の様式として幹部の人たちは幾回も會合して、研究討議を重ね、入團式を行つた。百十八名の團員が宣誓入團した。宣誓は團長よりの宣言に對して誓ふ所の形式で軍隊學校等にて行ふものに範を採つたのである。伊崎少將閣下は軍隊勅諭を捧讀され主唱者を代表して小柴理事より宣言あり。代表少年之に答ふる處ありたり、我國に於ける最初の企てとして、世の視聽を敬たしめしめたため、都市の凡ての新聞雜誌記者は集つた。來賓の重なる

ものは、河野廣中氏、藤田海軍大佐、富士川博士、丸山警視、岸邊福雄氏、齋藤少佐、永田大尉、河原大尉、小學校長等であつた。式の後、高島平三郎氏、巖谷季雄氏、久留島武彦氏の講演があつた。此の人たちは初めから少年團の事業に賛同された人たちである。此の時少年團と改稱されたのである。

その後、屢々發起者及有志の會合があつて、大日本少年團の規約を完成した。そして各地方の少年團を編成することにして、東京少年團長には伊崎閣下を推戴することになつた。高島先生は最初からの援助者で此の時理事長に推薦された。

第一回入團式が終ると、入團申込が非常に殖えて、之等には假入團を許可し、之を中隊に編成した。規約に従つて、第一中隊（楠中隊）第二中隊（新田中隊）第三中隊（名和中隊）と稱ふことにした。そして團隊の編成と共に軍人を指揮官と定めて中隊長の任命を行つた。

第一中隊長

佐藤大尉

第二中隊長

河原大尉

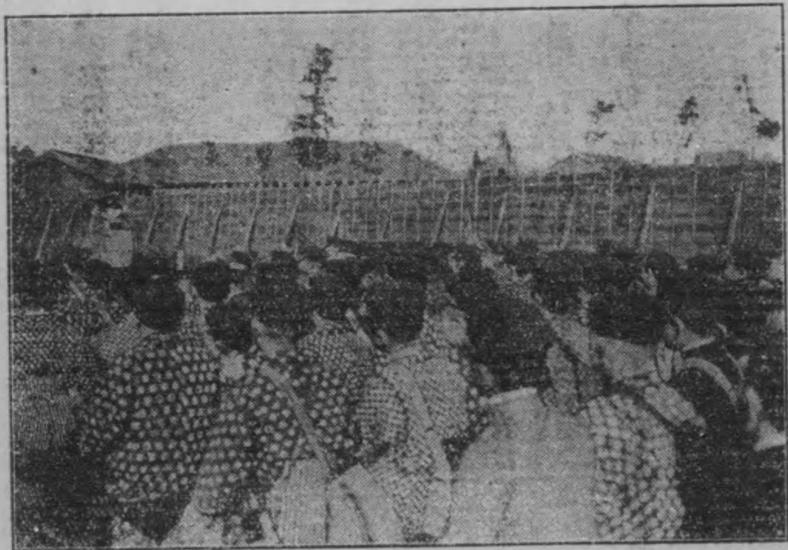
第三中隊長

小川中尉

その下に監事の配屬分担任を定めて、團員の幹部として分隊長、小隊長を任命した。

第八回（大正三年十二月二十八日）

肉弾の著者櫻井大尉は本團最初からの賛助者である。大尉の斡旋に依りて、陸軍經理學校を見學することにした。四谷の第四小學校に集合して、偵察を行ひつゝ、軍隊式の動作をとりて、經理學校に行つた。櫻井大尉の講話があつて、學校の内外を參觀した、それから運動場で生徒の各種の體操を見て、少年團員も喇叭に合せて教練を行つた。



（軍行回八第）陸軍經理學校庭に於て櫻井大尉の講話を聴く

徽章の制定

第一回入團以前の徽章は特志家小笠原謹助氏の寄附になつたものであつたが、その改善の意見があつて、意匠を依頼しておいた、夫が此の頃出来上つて来たので團員の左胸部に光るやうになつた。

徽章の全體の形は矢の根で武の表徴であり、武士道の儂がある

上部の櫻は敷島の大和心を表したものの日は出は東方の日の本の意

下部の怒濤は海國の意義を表はす

最下の房は階級を示す色毛糸

大體右のやうな意味で、立派な徽章が制定された。

大物賞



第九回 (大正四年一月七日)

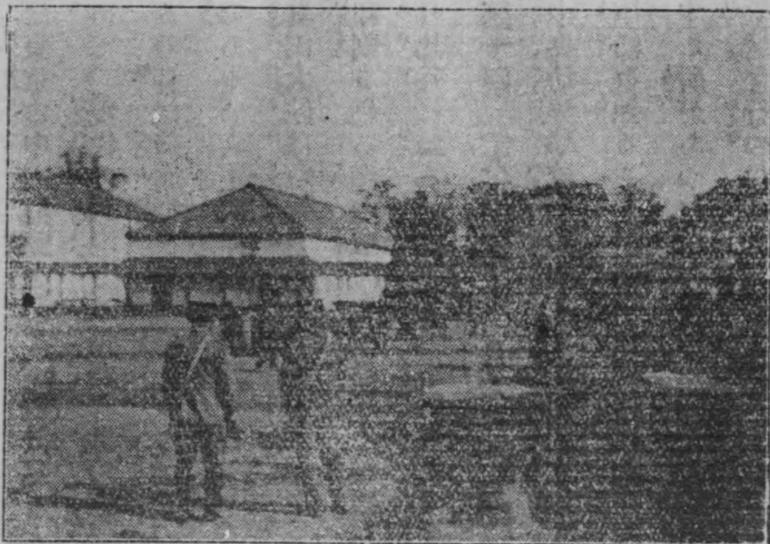
創業多端のうち大正三年は暮れた。吾々の創始せる微々たる少年團の事業は幸に

も朝野有識者の認むるところとなつて、その存立の意義を確立することが出来た。吾等は東京市中の兒童をして、幾分なりとも、清新な自由なそして、快活な空氣に觸れしめて、現代の頹廢せる懦弱な世の空氣を振起させたい希望である。その理想に到達するの日は前途遠たるの感あるも、その曙光の望み得らるゝに至りしは大に幸とする所である。大正四年の初教練を行ふべく日比谷公園に集まつた。雪の日を冒して評議員眞田大佐は臨場されて一場の訓示を與へられた。それより報知新聞社に至り、新聞の印刷される迄の順序を洩れなく參觀し、社員より新聞事業に關する講話があつて、又日比谷に歸る。それより、雪粉々たる中を兎狩りの遊戯をして解散した。

第十回 (大正四年十二月六日)

中央幼年學校を參觀す。本團創立以來盡力を仰ぎし福島中尉の案内にて、生徒就業の模様を知ることが出来た。特に御在學中の二殿下の御日常の事を伺つて一同大に感奮する所があつた。次で團長閣下の訓示、佐藤飛行大尉の青島實戰談があつて、障物乗越を行つた。

陸軍中央幼年學校參觀 (第十回行軍)



標識を附けておく三本で二間といふ簡単な尺度の標準を示したものである。そして最

### 軍杖の制定

團長は規約によりて、行軍の際は長さ四尺の八角棒を携帶することになつてゐる。この棒は金剛杖に型どつたもので「軍杖」といふことになつた。之は軍人の精神の宿る銃に相當する役目を持時には銃となり、物を擔ふ天秤となることもあり、上から一尺の處に杖鉤が附いて三本合せて又銃の形にして、いろいろの物を掛けて休む時の用もする。長さ四尺で一尺毎に度盛りをして三尺三寸即ち一メートルの所にも特別の

下部は鐵の石突きが附いて居るその上部から一尺の所に麻繩を巻きつけてその端を圓くして左肩にかけるやうにする。此の麻繩はいろいろの結び方を練習したり、測量をしたり、荷作りをしたり、ラチを作つたりする時に使はれる。

此の軍杖は少年等に非常に歓迎されて、その効果も大に認められる、十回以後の行軍には皆得々として携行するのである。

### 第十一回 (大正四年三月七日)

午前九時巢鴨終點に參集、高島理事長の挨拶、三田谷ドクトルの注意等があつて、指揮官の命令で歩武堂々飛鳥山に向つた、途中一里塚で小柴理事の説明があつた。飛



軍杖三本を組み合せた所

す集密に下の樹櫻山鳥飛すとんびロコホに將花櫻(軍行同一十第)



兵第四聯隊を見學す。日曜に係はらず、種種の操練をもて見せて貰ふ。當直士官の方より

鳥山へ着すると、團長閣下は一同を待受けて居られた、一應檢閲が済んで、遊澤男爵邸園を參觀す。又飛鳥山に歸りて教練、遊戯を行ひて解散した。

特別行軍(大正四年三月二十九日)  
所澤氣球隊見學

武田中尉より兩中尉記念塔前にて講話。所澤町の地理踏查地圖調製。

佐藤大尉の説明と飛行機實測(別項九二参照)

第十二回(大正四年四月十八日)

春雨煙るが如き日青山練兵場に集合し歩

り親切なる講話あり豪雨の爲正午解散す。

第十三回(大正四年五月二日)

本年度定期入團式を五月九日に舉行することになつたので、その豫行演習をかねて、戸山原に集まつた。その時市内各所に手別けて數萬通の案内状を配達せしめた。皆能く自分の受持の義務を果たした。之は少年團の公共的作業の最初であつた。尤もこの前の四月二十五日に國技館の少年大會(時事新報主催)にあたりて場内整理の任務を遂行した。此の日は畏くも二宮殿下并に上村大將の臨場ありて、特に上村大將よりは、忝なくも讃辭を賜はつて、團員一同大に面目を施した。少年團の事業に公共的の



員團年少るけ於に園邸爵男澤遊(軍行同一十第)

意味を持たしめたい希望の一部分は之で實現されたのだ。凡て少年團員は喜んで之等の勞作に従つて愉快であつた。

第二回入團

本年度定期入團式は五月九日に行ふことにした。牛込若松町の振武義會を會場と定められた。此の日午前より舊團員役員はその準備にとりかゝつた。荷車によつて荷物を運搬するもの、物置から腰掛を出もの歩哨に立つて案内するなど團の事は團員自ら解決するといふ意氣を遺憾なく示した。午後一時から始まつて、豫定の式次で進行した、入團員凡て二百五十餘名で舊團員は喜んで新團員を迎へた。式の後左の講演があつた。

第二回入團式に於ける新舊團員及父兄



あつた。

田中義一閣下 各國少年義勇團の狀況より、我國少年子弟の現狀に及ぶ。

眞田鶴松殿 國民は國旗を尊崇すべし。

巖谷季雄先生 獨逸國民性より我國少年の氣風に及ぶ。

此の日來賓の重なるものは、文學博士田中義成氏、東京府青山師範學校長瀧澤菊太郎氏陸海軍人將校多數、小中學校長多數であつた。又各地方の少年團其他より多數の祝電に接した。大正三年十二日の第一回入團式から僅か半ヶ年しか經過しないのに、又かゝる盛大なる入團式を舉行することを得たるは長足の發展と云はねばならぬ。

第十四回 (大正四年六月六日)

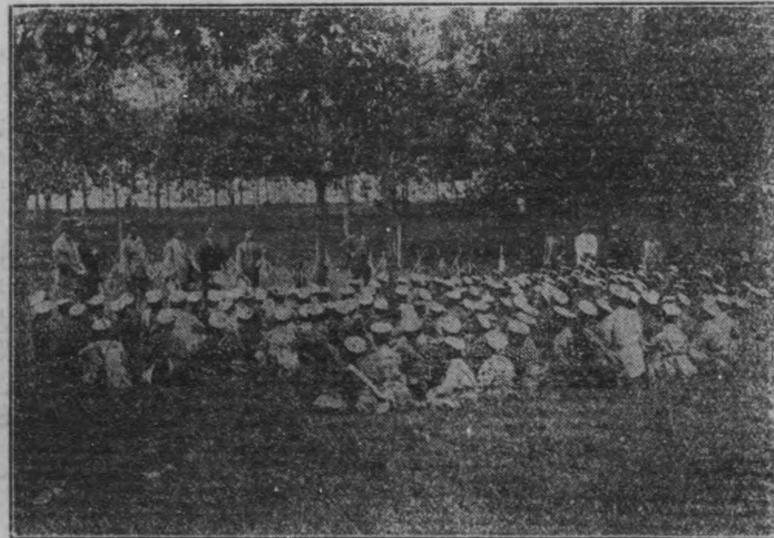
四谷第四小學校に集合して、隊の編成を爲し、戸山ヶ原に至る、團長閣下の高田馬場の近きため現地講話として義士堀部安兵衛につきて講話があつた。印象殊の外深かつた。それから、軍事的遊戯をして、團長の講評があつた。

幹部演習 (六月十三日)

てし軍行に原ヶ山戸 (軍行回四十第)



隊の飯盒を借りて持参せし米を煮て食ふに味非常によろし。



話講の長園崎伊るけ於に原ヶ山戸(軍行回四十第)

第十五回 (大正四年七月四日)

日比谷公園に集合して、農商務省商品陳列所、海軍省参考館を見學す農商務省にては係員の國産獎勵、貿易振興、商業道德等につきての講話を聴聞することが出来た。参考館では大學副官三宅中佐の斡旋により種々便宜を與へられ、講話等もあつた。

第十六回 (大正四年七月廿五日)

涼しい代々木の原で夜行軍を催はした。澁谷終點に參集して、代々木に至り前哨配備、夜間の初歩の演習等を行つた。此の日教育總監部矢野中尉、海軍教育本部よりも特に一中佐をして視察せしめた。高等師範



す戲遊て於に場兵練木々代(軍行回六十第)

學校に開催中の全國中等學校體操講習員五十餘名の參觀もあつた。

第十七回（大正四年八月十日）

前回の順序により、代々木原に夜間行軍を行ふ。

第十八回（大正四年八月二十八日）

戸山ヶ原にて演習すべき豫定の處、降雨のため、振武義會に於て左の講話をした。

軍人勅諭五ヶ條と人の道に就て

伊崎團長

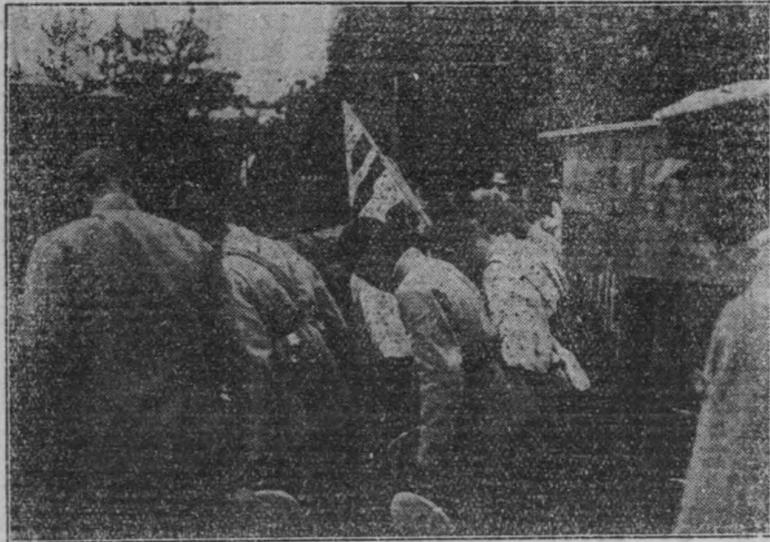
團員の覺悟

小柴理事

房州水泳部の狀況

團員 加藤英雄

禮敬前墓將大木乃（軍行同九十第）



臨海水泳部

少年團の年中行事の中に夏季休業には三週間水泳部を開催するやうになつてゐる。房州勝山に希望團員を引率して、心身の鍛錬をした。別項一一七頁參照。

第十九回（大正四年九月十二日）

少年團豫定行事の通り乃木邸拜觀と墓參とをした。乃木將軍の偉大なる人格は年と共に益々光輝を現し來るやう感ぜられた。團長は將軍の幼年時代の物語りをされて團員の發奮を促された。

第二十回（大正四年九月廿六日）



香燒前靈生先行素庵山寺參宗（軍行同十二第）

此の日は山鹿素行先生の命日なので、牛込榎町の宗参寺へ詣つた。九段大村銅像前

に集合して、二隊に分れ偵察を行ひつゝ、宗参寺に着く、一同墓前に焼香し後幼年學校教授西村先生の熱烈なる講話があつた。歸りには五名を一團として市街の經過地を九段迄作圖せしめた。

第廿一回（大正四年十月十七日）

第一中隊は澁谷終點に集合佐藤大尉之を指揮す。第二中隊は新宿終點に集合河原大尉之を指揮し、共に代々木原に進出して對抗演習を行つた。南軍の第一中隊は防禦の位置に立ち、北軍が之を攻撃した。兩軍斥候を放つて、偵察をなし、順次接近した。

地陣軍備守習演抗對木々代（軍行同一廿第）



正午頃兩軍接戦となる、南軍は陣地を撤して進出した。やがて喇叭の音と共に休戦となる。午後は分列式の豫行演習を行つた。

第廿二回（大正四年十月卅一日）

天長節祝日を奉祝せんため、少年團にては二重橋前にて分列式を行つて萬歳を三唱することに定めた。午後零時半神田明神境内に參集日の丸の国旗を持ちて行進を開始す。須田町から日本橋を経て京橋に出で右折して麴町に入り、馬場先門より二重橋前に至る豫定の通り分列式を行ひ、萬歳を三唱して歸る。萬歳も二重橋前にて高唱するのは何となく、意氣込まれて崇嚴の氣がした。



突衝軍兩我彼るけに習演抗對木々代（軍行同一廿第）

以上實施したる行軍其他によりて、吾々の目的及び事業は幾分なりとも、達し得られしを信するものである。創設の際多きを望み得べからず、之より漸次組織、運動を整備して理想の域に達し全國少年團の模範たるべきを期するのである。

即ち規約第二章に掲出せる通り、道德的智識の實踐、不健全なる思想に感染せしめず、一日の休日を體力の充實と勇敢なる運動とに費やし、相互に協同一致して、楽しく歸宅することが出来たのである。假令夫が一月に一回か、二回かに過ぎないけれども、其の効果の認め得らるゝのは満足に堪へない譯である。茲に經驗より歸納して得たる美點を左に列舉せん。

一、精神的修養となる、

- 十五代將軍の葬列參拜
- 日露戦争と兵士國民の覺悟（石井中佐講話）
- 乃木大將邸參拜及現地講話
- 伊藤博文公展墓（墓前講話）

- 山鹿素行先生の展墓（西村先生講話）
- 吉田松陰先生の展墓（墓前講話）
- 幼年學校御在學の兩殿下の御日常
- 青山墓地に於ける先輩名士の展墓（墓前講話）
- 日獨戦と日英兵士（武田中尉講話）
- 上村大將の訓話（油断をするな）
- 其他の現地講話

一、學校の事業を補助し、裨益を與ふ。

- 各種の見學講話、實習
- 印刷所見學

一、學問を面白きものとして學ばしむ、

- 芋掘り
- 博文館印刷所、報知新聞社見學

飛行機見學

一、智識修得に理由を與ふ。

ライオン齒磨製造の分業

大砲操縦法

飛行機操縦法

新聞社の實際

一、學校にて學べる事柄を實地に應用す。

所澤町の地理踏査作圖

牛込九段間地圖作製

面積、距離の目測

手紙の書方、報告の方法

一、自發活動をなさしむべき境地に置く

目黒芋掘りの際

飛行機の實測

斥候動作、土地踏査

團員の看護及指揮等

一、性格動作

各種の展墓

共同遊戯

罹病者の看護

一、意志陶冶

雨雪中を勇敢に行軍す

粗食に甘んず（日の丸辨當を獎勵す）

飲料水の缺乏を忍ばしむ

夜行軍

實地踏査、斥候の苦心

一、品性改善

一日一善の習慣を得せしむ。  
 諸動作規律正しくなる  
 粗暴の者自重するに至る實例  
 小膽なるもの大膽快活となる  
 食物の好悪を云はぬ  
 輕卒の者稍慎重となる實例

一、公共的作業を喜んで實行す

國技館に於ける少年大會に場内整理のため獻身的に働く  
 公園に於て不用物の整理をなす  
 書狀配達(五百餘通)  
 犠牲となり共同物の運搬  
 種々の會合に於て場内整理其他の雜務に従ふ

一、校外に於ける自然研究

史蹟踏査  
 地理的現象  
 動植物の觀察

一、身體鍛鍊

凡ての野外運動  
 夏期臨海水泳部の鍛鍊  
 雨雪中の行軍  
 夜行軍の活動等

少年團の行軍一として兒童教養の資たらざるはなし。市内の兒童を郊外に引率して  
 出る丈けにても已に大なる意義ある事業である事を信ずる。

### 行軍ノ實際

#### 第五回行軍 (大正三年六月廿八日)

#### ライオン齒磨工場參觀記 (各種見學ノ實例)

大正三年六月二十八日齒磨界の霸王ともいふべき小林富次郎氏の計營になるライオン齒磨製造所を見學すべく行軍す。

午前八時團員一同 小石川傳通院前廣場に集合し命の下るを待つ、時至り一同隊伍を組めば小柴理事は

「之から我々が日々使つて居るライオン齒磨の製造所を見學に行きます。特に此の行軍に際して各種の便宜を與へて下さつた小林富次郎氏及一切の交渉をして下さつた同商店圖案主任後藤春樹氏の厚意を感謝致します、尙工場へ参りましたら職工の迷惑とならぬ様注意しなければならぬ」

以上の注意を與へて久堅町のライオン齒磨工場に向ふ、到れば門前には已に工場主

任小林友三郎氏 (小林富次郎氏舍弟) 及圖案主任後藤春樹氏出迎へて吾等の行を迎へらる入つて一室に招せられ携帶荷物を置き、工場主任より參觀順序を説明せらる。

「粉を作る方から見ると御都合がよろしいけれども工場の都合上荷作りから袋入れといふ様に逆に見て頂く方が都合がよろしいから、その様に御案内致しますから御承知を願ひ度い。之から御案内致しますから順次御いで下さい」  
 之より小林氏及後藤氏に導かれて、

出來上り荷造り

大袋入れ糊付け

小袋入れ糊付け

大袋入れ

小袋入れ

箱入レツテル張付け

箱入れ

粉末送り方

粉末湿合法

粉末製法

凍齒磨作り方、入れ方

水齒磨作り方、入れ方

袋の石盤印刷

粉末及原料の化學的試驗所

等順次説明を聞きつゝ見學す、其の機械の精巧なるに驚き細密なる注意の拂はれたるに感じ、多數の男女職工が分業により各自に精勵せるを見ては分業の利を痛切に感し、學校教授に於て化學工業の知識を與へられたるを最も具體的に感得し多大の利益する處ありたり。

終りて控室に歸れば、小林氏より、各人に對しライオン齒磨一袋宛、ブラシ一本宛を贈られ、更に小林氏より左の講話ありたり。

「茲には約百人餘の男女職工が居ます、其内二十人ばかりは男工であります、あと八十八人は女工であります、之等の女工の中には小學校卒業のものも居ますが多くは家の都合上小學校を中途で退學して工賃を得る爲めに來て居るものもありますのでそれ等の爲め特に夜學校を設けて居ます、夫等には普通の尋常小學校と同様に同様の學科を授けて居ます。此の室はその教室で、此の周圍にあるのはその職工の成績品であります。甚だ粗末な様でありますけれども職工達は日中の激しい仕事を終つて一般の者が休む頃から勉強するのでありますから、勞働の餘暇の勉強と思つて見て頂ぎ度い。

尙諸君は幸にそんな苦しい思ひで勉強する事なく一意専心勉強する事が出来る上に、日曜日などには、かうして學校以外に迄勉強せらるゝ事は非常な幸福な事であると思ひますから、安じて、茲に居るもの等に負ける事なく充分に勉強して頂ぎ度いと思ひます」

少年は自己の幸福なる事を對照的に見せられ、最も痛切に感動すると共に彼等職工

に對し多大し同情を表したり、講話終りて茲に一同は中食を終り暫く休憩後、小林氏の厚意により、小石川植物園に案内せられ、各種の植物について、或は藥草、或は毒草、或は熱帶植物等につき説明を聞き、更に廣場に於て約一時間自由遊戯を行ひ、午後三時辭して小石川竹早町に至り、小柴理事より、

「今日の行軍は全部豫定の通り終りました。特に小林友三郎氏及後藤春樹氏の厚意により非常に有益に今日一日を送りました。歸宅後は今日の事々を詳しくお父さん達に話して貰ひたい」

少年團萬歳！ 萬歳！ 萬歳！

此日工兵中尉佐藤求巳氏は終日此の行軍に隨行せられ、植物園に於ては少年と共に遊戯せられ、少年の士氣を鼓舞せられたるを感謝す。

### 春期特別行軍所澤見學旅行記事 (見學實習の例)

(大正四年三月二十九日三十日)

#### 出發前の備準

△三月十日：所澤氣球隊附工兵大尉佐藤求巳氏につき二十九日三十日の兩日に涉り氣球隊見學につき宿舍及夜間講演、飛行術見學の件交渉す。

△三月十五日：同大尉より快諾の報に接す。

△三月十六日：一般團員に對し左の通知を發す。

#### 春期特別行軍

##### 所澤陸軍飛行隊見學

廿九日兩中尉記念塔參拜

定 豫  
同夜宿舍にて飛行將校の講演

卅日 飛行術見學 飛行機につき説明

三月廿九日午後一時 新宿停車場前集合

同三十日午後四時廿分新宿歸着解散

會 費 小學生 九十錢

中學生 一圓卅錢

(汽車賃宿料等全部を含む)

春期特別行軍所澤見學旅行記事

注意

夕食辨當携帯のこと  
申込期限三月廿日  
事務所宛會費を添へて申込むこと

△三月廿日迄に申込來りたるもの八十二名。

△役割

總指揮

小柴理事

會計係

日野理事

團員監督

安西監事、平井監事、馬淵監事、齋藤監事

所澤行き

午前より三四回に及び中央氣象臺に明日の天候を聞くに何れも「午前中は差支なし晴れざるも風なし」と報ず午後一時迄に集ひし八十名の團員を分つて四ヶ班とし上級團員昌谷祐吉、小倉正照、桑原秀武、長谷川敏雄を其の班長に命し、之に一名宛の監督

督監事附添ひ整列す。

指揮者小柴理事は左の訓詞を與ふ、

「之から所澤在の陸軍氣球隊を見學に行きます、兼ねて印刷物でお知らせして置いた通りに、今日所澤に着いたら、直に木村徳田兩中尉の墜落記念の地に建てられた兩中尉の記念塔に至り講話を聞き、夫から宿屋に着いて、同夜は飛行將校に來て頂いてお話を伺ひます。後で時間があつたら面白い遊戯でもして遊びませう。

明日は早く起きて所澤の町を見たり、飛行機の飛ぶのを見せて貰つたり、説明を聞いたり致しませう。いふ迄もない事ですが汽車の乗降には各人で特に注意して、急がず油断せず敏活にしなければならぬ。凡て班長の命令をよく守らねばならない。班長は監督の先生の御指圖によつてよく團員の世話をしなければならぬ。終

此間日野理事は團隊乗車の事について交渉し、やがてプラットホームに入る。二時を過ぐる四十分一同乗車を終れば汽笛一聲勇ましく汽關の響き諸共に突進し、

大久保中野、國分寺を過ぐ。

花としいへば鉢植の盆栽か箱庭位を日常目撃せる東京の少年は、漂渺千里一望曠々たる武蔵野の原野に出で、織なす錦そのまゝの、菜の花菫たんぼの咲き亂れたる美しの春の野山が目前を疾走するを思ては、忙然嗒然いふべき言葉を知らず、出づる言葉さへなく、「アツ」「オヤツ」「オツ」と時々嘆聲を洩すのみ。彼等は美しき自然の繪巻物を見る心地なるらん。

やがて彼方の片隅に軍歌の聲聞こゆれば、一同は之に雷同して合唱を初む。肅然平井監事は立つて、

「遼陽城頭夜は更けて 有明月の影暗く……

と音頭をとれば一同之を高唱す。

二時間半は夢の間に過ぎて汽車は所澤驛に着く、各班長及監督監事の懇篤なる指揮により各班は順次下車しプラットホームに整列す。

武田中尉の案内……兩中尉の記念塔

プラットホームには氣球隊附輜重兵中尉武田次郎氏氣球隊を代表して出迎へられたり。

一同構外に出で整列し、小柴理事は一同に向ひ、

「氣球隊附武田中尉、氣球隊を代表して吾々の出迎ひにおいて下さいました。特に敬禮を以て御禮を申し上げる事に致します」

一同敬禮す、武田中尉は、

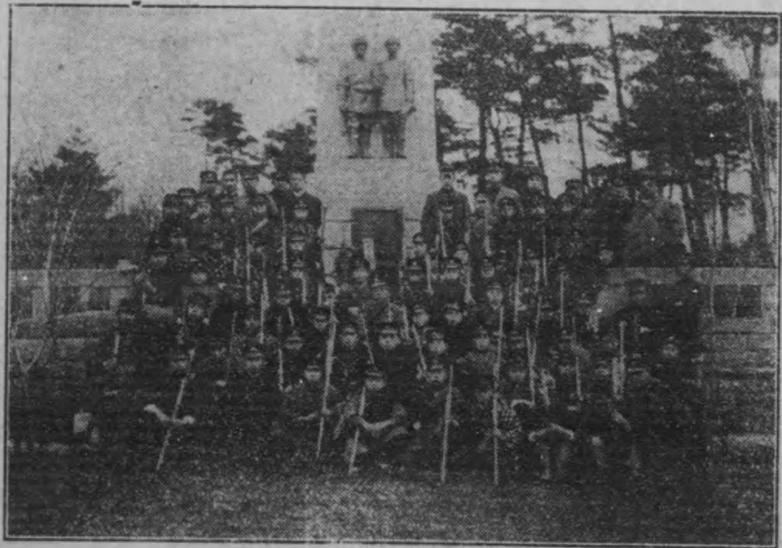
「諸君のおいでを歓迎致します。之から兩中尉の記念塔に御案内致します」

武田中尉先頭に立つて案内せらる。隊伍堂々飛行新道より松井村に向ひ、木村徳田兩中尉の記念塔前に至り、安西監事の指揮にし一同敬禮す、次で安西監事より、

「之から武田中尉から兩中尉記念塔に關してお話があります」

武田中尉は一段高きに立つて

「木村徳田兩中尉は三年前の今月今日此地で墜落惨死を遂げられたのであります。兩中尉は青山練兵場から所澤へ歸る途中此の後ろの松林と、此の畑との間迄來ると突然突風の爲め機體を煽られどうする間もなく墜落したのであります。其の兩中尉の死様が誠に可愛さうな死に方でありました。私は今日之を思ひ出してもゾットする位であります。此の兩中尉の惨死が日本の飛行界の最初の殉難者でありまして誠に可愛相な事であります。特に天皇陛下から侍從を御遣はしになり、御下賜金さへありました位であります、今日はその忌日に當つて居ますで、飛行隊



兩中尉記念塔前に於ける少年團

では一同が此地へ参りまして、特にお祭りを致しました上弔問飛行で此上三を週致しました。講話終れば一同は元來し道を引き返し宿舎に至る。

### 宿舎の講話と遊戯

之より曩き小柴日野兩理事は停車場より松葉館及新松葉館の宿舎に直行し宿舎各室の割當てをなし一回の來着を待つ。

やがて一行着し割當てられたる各室に入り休憩後携帶の辨當を開きて食事を終る。午後七時武田中尉は講話の爲め宿舎に來らる。兩宿舎の團員は新松葉の大廣間に集合し、小柴理事より武田中尉を紹介し次で武田中尉は立つて、

「青島攻圍中飛行機が戦争に参加した事をお話し致します。此年八月命令を受けて出發して上陸した當時は、向は丁度兩期であつた爲めに毎日々々雨が降り、大水さへも出ました。私達は毎晩の様に徹夜で番をしました。それから雨がやむと偵察に出

かけました。見取圖を書いて來たり、寫眞を寫したりしました。青島は日本よりも飛行する事が樂で、廣い平野が多い爲めでありませう。天氣の都合もよかつたのでありませうが一つは天祐だと思つて居ます、或る時軍艦へ爆弾を投下せよといふ命令を受けて日本の三臺の飛行機が參る事になりました。私は眞壁中尉と同乗で參りました。軍艦では盛んに機關銃で飛行機を射撃して居ます。其の内に、兩足と兩手の間から下から上へ一發打ちぬきました爲めに私の前にあつた高度計などが足元へ落ちました、そこで後ろの眞壁中尉に飛行機の上では少しも話しが聞えませんか手眞似で拾つて是れと合圖をみると、眞壁中尉は私が足を負傷したものだと思つて後ろから手を出して操縦し初めました。私は非常に困りましたが、二人で操縦すると間違が出来るからと思つて操縦をやめると、眞壁中尉は一生懸命に操縦して日本の飛行場に歸りました。

後で聞けば眞壁中尉は私が足を負傷したので苦しむのだと思つて操縦したのだと大笑ひでありました様な滑稽な事もありました。

それから、夜間飛行をして光彈放射をしたりなど今迄日本では経験しない事を致しました。

更に武田中尉は理事の乞に應じて、

「それでは此間大阪から東京へ飛行した時の感じをお話し致します。

大阪を出て伊吹山を越える時には大分風が強くて吹き流される様にありましたが無事に突破致しました。更に静岡を出て箱根山を越える時は非常に愉快で、あんなに峻しい山ですけれども、上から見るときはチョンボリした小さな山でありました。幸風もなく越えられました。箱根を越えてからは鐵道線路を目標にして参りました。丁度東海道上りの最大急行列車が前を走つて居ましたが、またしく間に追ひ抜いてしまった時は非常に愉快でした。」

拍手喝采で講話が終ると、一同は大圓陣を作り、武田中尉を初め各監事も少年の間に混じて遊戯「ゴロゴロ遊び」を初めた、唱歌をやるもの、物真似をするもの、幼らしい詩吟をやるもの、お伽噺をやるもの、その度毎に大喝采やら笑ひ聲やらは宿舍も崩

れるかと思はれる位なりき、午後十時閉會となる。  
之より寢に就く、一日の喜びは譬ふるものなく、枕を並べながら東京の話やら、學校の話やら、歡談、泉の如く滾々として盡くるを知らず、十一時に至り漸く寢靜まる。

所澤の地理踏査

翌くれば三月三十日、午前五時の起床の約なるに、早くも三時半頃よりは各室に喃の聲聞ゆ、やがて大聲となり笑聲となり、窃に起きて洗面所を捜すあり、或は兩戸押し開くもあり、起床時間前の四時半にいふに早くも總員起床す。

五時前團員全部を宿舍前の廣場に集合せしめ、小柴理事より左の事を命せらる。  
「之から六時半迄の間に所澤町を偵察する、即ち各自は紙と鉛筆とを携帯して簡單な地圖を書いて来る、其の間に、學校、寺院、神社、郵便局及ポスト、警察署及交當所、停車場を記入して置くこと、二人で一枚を書き出すこと、各班長で二人宛の組を作ることに、直に取りかゝること。以上」

各班長は長幼を考慮して二人一組を作り終れば各自は三々伍々各方面に至り、今や戸を開かんとする人々について所在地を尋ねながら地圖を書いて進む。

やがて六時前後には殆ど全員宿舍に歸り、今迄偵察により認めたる略圖を精細に清書して提出す。

此間に宿舍には朝飯の準備調ふ、一同の歸着を待ちて朝食を命ず、互に偵察演習中の逸話、奇談を語り合ひつゝ嬉々として朝食を認む。

飛行場へ!! 飛行場へ!!

未だ全部食事を終へざるに、天空漠々たるプロペラーの唸りを聞き、次第に宿舍の上に来ると聞きし團員一同は、誰いふとなく、

ワーツ

とばかり関の聲をあげ、箸を置き茶碗を投げ出して、跣足のまゝ縁より飛び降り、低く飛び來れる一飛行機を仰いで、再び、

フーッ

と一齊に唱へ手を振り、ハンケチを振り狂せんばかりの喜びなりき。

やがて監事及班長に制せられ、漸く室に歸り朝餐を終れば誰いふとなく急いで廣場に集り、早や出發準備を調へ終る、少年が飛行機に對して多大の趣味を持てる一斑を窺ひ知るべく、之を善導するは將に吾人の任務なるべしと自覺すること益々深し。

かくて隊伍堂々飛行隊内飛行場に至れば、朝霧漸く晴れたるばかり、一天拭へるが如く心自ら爽やかに、氣亦自ら澄み渡る漂々たる大飛行場には、已に五六の飛行機が引き出され、多數の飛行將校により、此所に彼所に爆々轟々の響きを立て、滑走するあり、飛揚するあり、着陸するあり、恰度活動寫眞そのまゝなり、少年の喜びは、假ふるに物なく、足も地につかぬばかり、飛ぶが如くに指定されたる位置に着いて、右往左往上下する飛行機を見る内、自が頭上に來る飛行機に對しては割るゝばかりの喊聲をあげて之を歓迎す。

墜落！ 破壊！ 驚愕！ 無事！

着陸し又離陸する様恰も蝶の菜の花に戯るゝ如く、燕の水を求むるが如く、想像の如き危険は思ひもやられず、少年は頻りに監督監事に、

「乗せて下さい」

「頼んで下さい」

と請求してやまず、果ては昨夜の講話に於て昵懇となれる武田中尉や、佐藤求巳大尉を圍んで請求懇請してやまず。

其の内第十三號飛行機は殆ど滑走せんばかりの低さに於て吾々の密集せる部隊をめぐり、衝突にはあらずやと見る間に巧みに上舵をとり格納庫の北端を掠めて上ると見れば這度は急角度に右回轉せんとする其の刹那！ 右翼の尖端地に觸れしや觸れざる危機一髪、機は遂に地上にはたき付けられ、

アヤヤ

と思ふ間もあらばこそ、支柱は折れ左右の骨は碎かれ電光石火遂に粉碎されぬ。  
機上の人の安危や如何、之我等の第一に腦裏より溢れ出る叫びである。

また、く間に多數の將校兵卒は駆け付けて機を圍繞し動き得ぬ繰繰せる岩富中尉を助け出せば、中尉は漸くにして危機を脱し、數名の將校に擁せられて彼方に去るを見て、吾等は初め安き心に歸りぬ。

此の大恐慘事を目前に見て、少年の恐ろき一方ならず中には顔色なきばかりのものもありき。

時経て後少年に、

「どうだ飛行機に乗せてやらうか」

と問へば言下に、

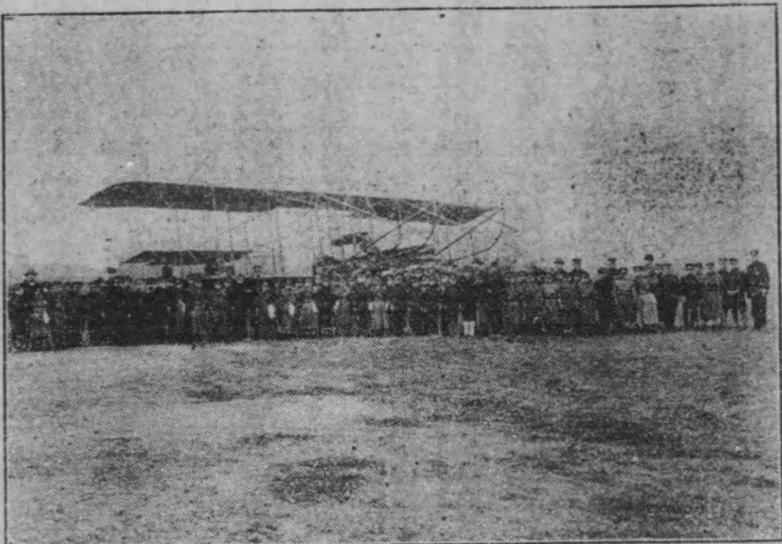
「もういりません」

と答ふ、其の如何に彼等の腦裏に深刻に印象を與へたるかを知るべし。

佐藤大尉の説明と實例

やがで佐藤求巳大尉は彼等を招いて格納庫に導かる、大尉は一飛行機上に昇り、我等は其の周圍を圍繞すれば懇切丁寧なる語調もて、飛行機に關する各部分の名稱より操縦法、昇降舵、左右舵等及飛行時間、發動機との關係に至る迄、飛行機一般の説明を與へられ、少年の満足此上なく、更に雄飛號飛行船格納庫に至り、同様懇切なる説明を聞き終る。

(尉大行飛藤佐は人の上機) 團年少るけ於に前の機行飛



あり、特に乞うて此の飛行機を借り、少年に對し、

徳川式飛行機の一臺は朝來庫外に出され

「此の飛行機について長さ、高さ、羽の長さ幅等詳細に實測し、終らば格納庫の面積を實測すべし」

と命ずれば、彼等は大喜びて軍杖により細密に測定し、中には、

「之を測つて置くと今度模型を作る時都合がいよ」

など語り合ひつゝ、測るもありき。

やがて長澤副官及佐藤大尉は吾等を招いて飛行場の一隅に來り、石ある處を中央に圍繞し、長澤副官より、

「此の石のある處が去年重松中尉が青山より歸所の途中墜落惨死を遂げた地である」

嗚呼重松中尉！ 思ひ出多き重松中尉！ 一年前の今月今日、今年同様所澤に見學旅行の際は、あの新松葉館に來り講話せられたるは重松中尉なりしよ、佐藤大尉と共にゴロ／＼遊びに耽けられしは重松中尉なりしよ、一年後の今日、我は再び來つて新松葉にゴロ／＼遊びをなせるに、君は已に幽界の人となる、何たる慘事ぞや、思ひ茲に至れば、轉た無量の感慨胸底を壓するを覺ゆ。

父母の膝下へ

豫定の行動は全部終つた、一同は整列して佐藤大尉及長澤中尉に其の厚意を謝し、辭して新松葉に歸り中食を終れば、

「各人自由行動を許す、然し自由に二人以上は離るべからず、午後二時半迄に停車場前に集合すべし」

の命下る、中には再び飛行場に佐藤大尉やら武田中尉を訪問するあり、繪葉書を求むるあり、兄弟への土産にと飛行せんべいを求むるあり、三々伍々東に西に行き交ひぬ。

午後三時點呼を終り一日は新宿行の車中の人となる、勇ましの軍歌は絶間なく起り、午後四時半新宿驛歸着、構外に整列すれば、小柴理事より、

「特別行軍の所澤飛行隊見學は無事に豫定を終りました、諸君がよく命令に服従せられ、規律正しく行動せられた爲め、些の行き違ひもなく、少しの負傷等の事もなく

無事に歸り得た事は諸君も満足であらう諸君の両親も満足であらう、吾々も大満足であります、歸つたならば詳細に昨日及今日の諸君の行動を報告しなければならぬ、寄り道をしないで成るべく早く歸宅する事に注意しなければならぬ。終りし

天皇陛下萬歲！ 萬歲！ 萬歲！  
少年團萬歲！ 萬歲！ 萬歲！

一同無事に解散す。

### 第十六回行軍（大正四年七月二十五日）

#### 代々木夜行軍（軍事初歩の教練の實例）

炎熱漸く酷烈に、日中の作勞幼弱者に適せざる頃となる、我團茲に鑑みる處あり、炎帝西に傾く頃より、月色漸く濃からんとする初宵に涉り行軍せば、少年は興味を以て愉快なる内に諸教練も行ひ得べく、不知不識體育の充實も計り得るを思ひ夜行軍を行

ふ。

時維大正四年七月廿五日、太陽漸く西に傾く午後四時、市内電車青山終點に集合の豫定なりしも、

夜間演習於て偵察兵林中に潜みて敵兵を發見せんとす

是は、悉く代々

木練兵場に導

く。

午後五時全

員集合、歩哨

兵亦引上げ來

る、各中隊長

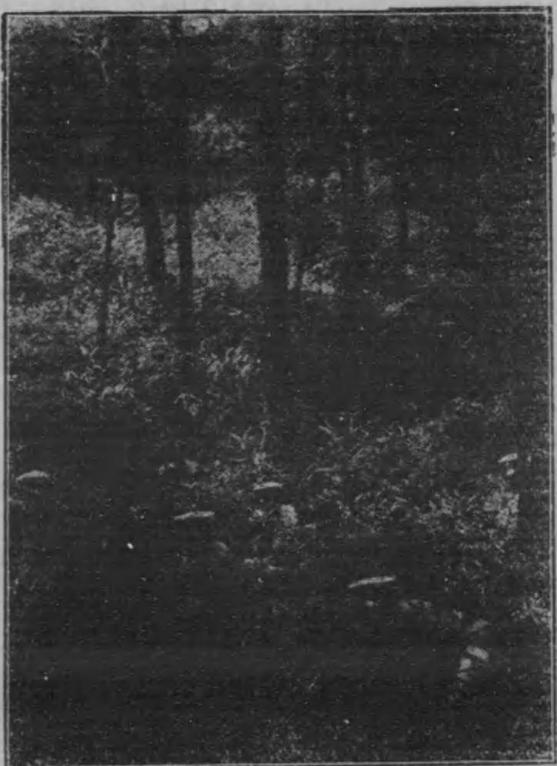
各中隊の點呼

を終れば伊崎

團長本團宣誓

此處交通極めて頻繁に、地亦狹溢なれば、先着者二名を此の地點に歩哨として置き、更に代々木練兵場入口にも二名の歩哨兵を立たしめ、他

を高唱せられ、一同之に和す、かくて後各小隊長分隊長を集合せしめ、河原大尉、



佐藤大尉、福島中尉之を彼方に導きて之に幹部特別訓練を行ふ、此間團員全隊は之を  
陣中に作らして茲に躊躇せしめ、伊崎團長

「此前高田の馬場に集まつた時堀部安兵衛の話をしかけて置いたから、今日はその續  
きを話して聞かせる……」

とて安兵衛高田馬場の伯父の仇討の一條を物語らる、かくて講話終りし頃は幹部特  
別教育も終りて舊に復す。

茲に於て各小隊長は各分隊長と共に各團員に對し、基本姿勢より歩法、敬禮法等順  
次教練を行ふこと約四分に各個教練を行ふ、次で第一、第二、第三中隊を臨時編成  
として二個中隊となし、第一中隊は佐藤大尉之を引率して南方の森を根據地とし、第二  
中隊は河原大尉之を引率して北方の森を根據地とし、對抗演習を開始す、兩軍作戦計  
畫なる頃開戦の合圖あり、兩軍は斥候兵を派して偵察しつゝ前進を起す、最初前哨線  
の衝突あり、漸次兩軍の斥候衝突あり、やがて兩軍の本隊は天地も崩るゝばかりの喊  
聲をあげて大衝突をなし、茲に休戦を宣せらる。

整列終れば、各中隊長より、斥候の動作について、各兵の戦闘振りについて講評あ  
り、更に伊崎團長より一場の講評あり時正に八時半、各中隊長より歸宅の際につき注  
意を與へ、

少年團萬歳！ 萬歳！ 萬歳！

萬歳を三唱して解散を命じ、市内電車停留所に向ふ。

此日教育總監部附歩兵中尉矢野機氏全國中等學校體操教員約五十名參觀せらる。

第廿回行軍（大正四年九月二十六日）

靖國神社及山鹿素行先生墓參拜

（參拜及展墓の實例）

赤穂四十七義士に絶大なる崇拜を受け、近くは乃木將軍の信仰を受けて益々偉大な  
色彩を放てる武士道の權化ともいふべき素行山鹿甚五左衛門先生は九月廿六日に永

眠せらる。

我が東京少年團の健兒三百名は此日先生の墳墓の地に参拜して其の偉大なる人格に接せんと九段坂上靖國神社前廣庭大村益次郎銅像前に集合す。

中隊編制成り、點呼終れば堂々隊伍を組んで靖國神社々前に至り整列、河原大尉より、

敬禮

の聲にて一同脱帽最敬禮を行ひ、次に河原大尉の高唱にて一同宣誓を合唱す、次に佐藤大尉より、

「本隊は牛込宗参寺に向ひ進む、第一中隊の第二小隊は斥候として先發す、第二小隊の斥候は常に傳令を出して本隊と連絡をとる。」

命令終れば一同は肅々と牛込方面に向ひ偵察を行ひつゝ進行す、午前十時半全員南極町宗参寺門前に到達す特に松浦伯爵家の厚意により本堂前に焼香臺を出され、第一中隊第一小隊より順次各小隊毎に参拜、小隊長は其の小隊を代表して焼香を捧げ、次



山鹿素行先生墓前に於て西村幼年學校教授より講話を聞く

に本堂裏なる素行先生墓前に至り同様各小隊毎に参拜し終れば、南方の稍廣き場所

集ひ圓陣を作り、陸軍中央幼年學校教授西村豊先生より山鹿素行先生と赤穂義士の講話約四十分ありたり、少年は大喜びにて四十分の長時間を起立したるまゝにて少しも倦みたる模様もなく傾聴せるは如何に其の講話が趣味あり且つ活氣ありしか知るに足るべし。

時は十二時に垂とす、然れども全員が食事するには狹隘なれば直に辭して山伏町なる市ヶ谷小學校々庭に至り中食を喫し、午後一時迄自由に休憩す。

午後一時十分全員集合成れば小柴第一部

長より、

「全員は三人又は四人一組となり、之から偵察演習をなす、其の主目的は途中の大小の學校、郵便局及ポスト、警察署及交番、神社、寺院、及主なる建物を記入した簡單な地圖を調成すること、中隊長より指圖を受けて其の路を通過すること、一時四十分から出發して三時迄には必ず九段坂上大村益次郎銅像前に集合すること、終り」各中隊長より懇切に通路の指定を受け、更に三人又は四人一組となり、渡されたる紙片に氏名を認め、準備全く調ひ、一時四十分の合圖傳はると共に各組は自由は三々伍々指定されたる道を右顧左眊しつゝ、漸次九段坂上に向ふ、道行く人は其何なるやを少年に尋ぬるもあり、中には少年の偵察に興味を持つて尾行するもありき。かくて三時頃には殆ど全員九段に集ひ、清書するもあり、失敗談に耽るもあり、三時半整列點呼、地圖を各中隊長に提出し終る。

河原中隊長より一二注意あり萬歳を三唱して解散せしは午後四時十分なりき。

### 臨海水泳團の實際

自大正四年七月廿八日 三週間  
至同 年八月十七日

夏期に於ける水泳が體育に適し保健上護身上最も有効にして且つ團隊生活に伴ふ幾多の修養と教訓を興ふる事は今更多言を要せざる處なり。

本團が例年行ひつゝある臨海水泳團の實況(大正四年度分)左に述べ。

大正四年七月四日團員に配付したるもの左の如し。

### 東京臨海水泳部

一、目的 長い楽しい夏休みが近づきました。此の長いお休みの間に清らかな廣い海岸へ行つて遊んだり、勉強したりすることは、たゞ面白ばかりでなく第一からの爲めにもなり、良い癖もつき、學校の勉強の復習にもなり、九月から勉強する元氣をつけることにもなりますので、少年團で十分監督して海の最も穩やかな房州の海岸へ行つて眞黒い元氣な身體になる事を第一のお土産にして九月からの元氣を

養ひ度いと思ひます。

二、期間 廿一日間——七月廿八日から八月十七日迄

七月廿八日午前六時半京橋區靈岸島乗船場出發、十一時勝山着の豫定(但し海上不穩の時は翌日に延期します)

三、場所 千葉縣勝山町沼平旅館

海が非常に穏かであつて、其上遠淺で、どんな人でも、どんな日でも海にはいれぬ様な事がなく其の上近傍に陸上運動の十分出来る場所もあり、且又歴史上見る處の多い、風俗の淳朴な最もよい土地であります。

四、會費 一人十五圓

汽船の往復、廿一日間の賄一切、寢具、入浴等は勿論其の外海水帽、海水褌等を支辨いたします。

五、申込者 少年團員及尋常四、五、六年、高等小學校、中學一二年の男兒に限る。

六、申込人員と期限 卅名限り……七月廿日迄

七、申込の方法 往復葉書に住所、姓名、學校、學年、年齢とを記入して事務所

まで御申込下さい。

(イ)最も御便宜上左記の先生方へ御申込下さつてもよろしい。

(ロ)會費は追て御通知いたします日に御納めを願ひます。

(ハ)御申込になつた方には何とか、必ず確かな御返事をいたします。

(ニ)尙確定した方へは別に携帶品、滞在中の日課、出發當日の服装等細かに印刷したものを、打合せの時お渡しいたします。

(ホ)少人数でありますから、期間内でも定員に満ちましたら、お断りいたします。

八、滞在中の實施科目

(イ)水泳

(ロ)軍事的初歩の教練及演習

(ハ)各學科の復習

(ニ)鋸山、富山、伊豫ヶ岳、那古觀音等に行軍

- (ホ) 水産講習所、金谷製塩場、鋸山石材運搬の有様等の見學
- (ヘ) 水棲動物の研究實驗
- (ト) 探検及踏査
- (チ) 體育的諸動作
- (リ) 其他

九、責任者と監督教官

責任者	少年團理事	小柴博
同	同	日野鶴吉
同	同	宇田川鈞
運動部主任	少年團監事	保坂八藏
記録會計部主任	同	安西幸次郎
學科部主任	商工卒業	増山新平
水泳部主任	少年團監事	平井國英

衛生部主任 千葉醫學士 武内醫院長

大正四年七月

東京少年團

打合會

七月二十二日、參加團員及其の父兄を四谷第四小學校に招集し打合會を行ひ左の印刷物を與へ説明す

臨海水泳部諸君へ注意

- 一 出發當日の集合地 京橋靈岸島東京灣汽船會社前  
築地行電車 櫻橋下車東へ入る
- 一 時間 七月二十八日 午前五時半集合 六時出帆
- 一 服装 學校の正帽に洋服、和服なれば袴をつけること
- 一 携帶品 (1) 衣類。着物二枚、サルマタニ、シャツ、ズボン下、ハラマキ、脚絆、古足袋、手拭二、ハミガキ道具、鼻紙、毛布、

(2) 學用品。教科書、雜記帳、鉛筆、ナイフ、筆、紙、其他

以上を行李か鞆に入れて一人にて持ち歩きが便利の様に携帯すること

一本團にて支給及び準備するもの。海水帽、褌、ワラダ、ザウリ、シヤボン、硯、繻

帶等一切衛生材料

一 小使錢 二圓以内 本團にて預る

一 附添はお断りいたします、但し生活模様參觀のため來泊せらるゝことは希望致します

一 八月五日前と十五日前に生活状態の通信を致します

一 宿所 千葉縣安房郡勝山町沼平旅館

一 歸京 八月十七日 午後二時靈岸島上陸の豫定

但し確定の上は先方より御宅へ通知いたします

一 衛生上のこと

武内醫院長を特に本團の衛生部主任を御願ひしてあります。中途も健康診断も致します

起 床 五 時 半

深呼吸及體操

朝 食 六 時 半

勝山小學校教室にて

學 科 復 習 自 九 時 時

戶外教授、運動、軍歌、教練等

戶 外 運 動 自 十 二 時 時

水泳教授及角力等

晝 食 自 一 時 時

個人教育、談話會、討論會

入 浴 五 時 時

遊戯、訓話、試膽會等

夕 食 五 時 半

消 燈 八 時 半

臨海水泳部

少年團指針

二二四

責任者 小柴博

教官

安西幸次郎

同日野鶴吉

同

増山新平

同部長 宇田川鈞

同

平井國英

教官 保坂八藏

衛生

武内得業士

各教官分擔

司令部 小柴博 日野鶴吉

水泳部

主任 平井國英 副 保坂八藏 其他補助

學課部

主任 増山新平 副 宇田川鈞 其他補助

運動部

主任 保坂八藏 副 安西幸次郎 其他補助

指揮部

主任 宇田川鈞 副 保坂八藏 其他補助

庶務部

主任 安西幸次郎 副 増山新平

會計部

主任 日野鶴吉 副 安西幸次郎

日程

七月廿八日 晴午後聚雨

午前六時鶴丸にて靈岸島出帆多數の父兄及有志の見送りあり波靜かに一人の船暈者なく十時勝山着

勝山町長町會議員小學校長及職員多數の生徒の歓迎を受け沼平旅館に投宿す。

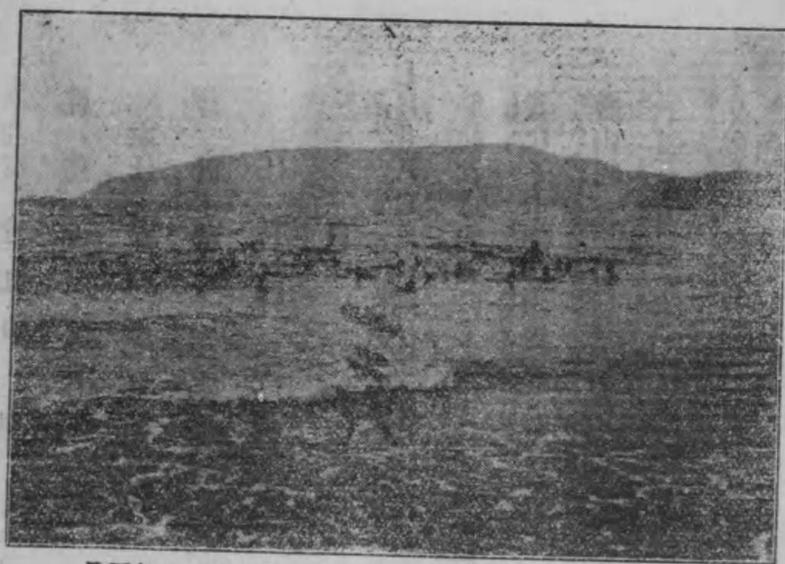
午後通信、水泳、寫眞影撮、土俵整理、

夕食後偵察演習、勝山町地圖を描く

午後七時より懇親茶話會より餘興數多ありたり

臨海水泳部

一二五



員團年少る來き泳てけかめを地陸に氣一りよ方彼の沖

午前 復習、土俵整理  
午後 水泳、御用船一隻を借入る、  
夜 御製かるた會

七月三十日 晴

午前 明治天皇に關する講話、  
復習後海岸へ寫生に行く

午後 水泳——有志者の遠泳、  
夕食後 海岸に兎狩遊戯を行ふ

七月三十日 晴

本日は遠足を行ふ二組に分ち一組は高崎へ、一組は鋸山へ辨當携帯にて午後五時歸宿

夜 談話會（一口噺、唱歌、落語、手品等數十番）

八月一日 晴 驟雨

午前 復習  
水泳の組分け定まる、A、B、C、Dの四組とし達者なる團員を一組に一名宛分配して助手とす

午後 水泳

夕食後 試膽會、十町ばかりの觀音堂へ

八月二日 雨

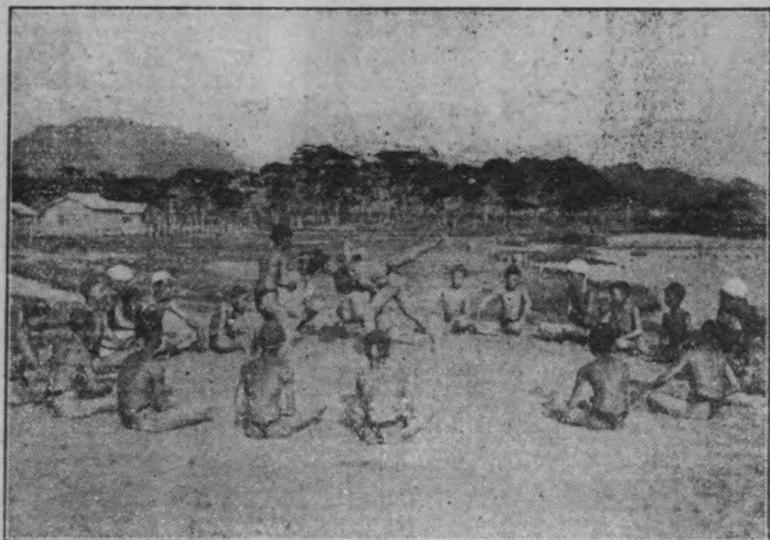
午前 復習、魚釣り  
午後 討論會、星取角力  
角力番付成る

東

西

房州山（今成）  
臨海水泳部

三三五島（星）



(島千濱司行)組取の灘海臨に海ノルモ

凸 四 山(中富)

- 一二三山(石川) ヒマラヤ山(渡邊)
- モルノ濱(河原) 濱千鳥(森岡)
- 田子ノ浦(竹内) 臨海灘(小富)
- 大ノ松(土志田) 小倉山(小倉)
- 氷山(長谷川) 佐久間川(加藤)
- 峰ノ浦(松本) 伊村崎(伊村)
- 雨ノ川(雨宮) 幼稚山(大倉)
- 平沼(谷田) 兩國(小笠原)
- 江戸櫻(三井) 太平洋(長谷川)
- 夜、御製かるた會
- 八月三日 晴 時々驟雨
- 午前 復習、角力、

午後 水泳、

夜 斥候演習(海岸松原にて)

八月四日 小雨

本日遠足、午前七時より一組は富山へ、一組は保田町へ、午後三時半歸宿、

夜、茶話會、

八月五日 雨

午前 復習、軍歌練習

午後 室内遊戯——談話會練習

夜 かるた會、室内體操

八月六日 晴

午前 小學校にて歓迎少年少女會開催、

八時半より左の順序に行ふ

挨拶

團員 松本重男

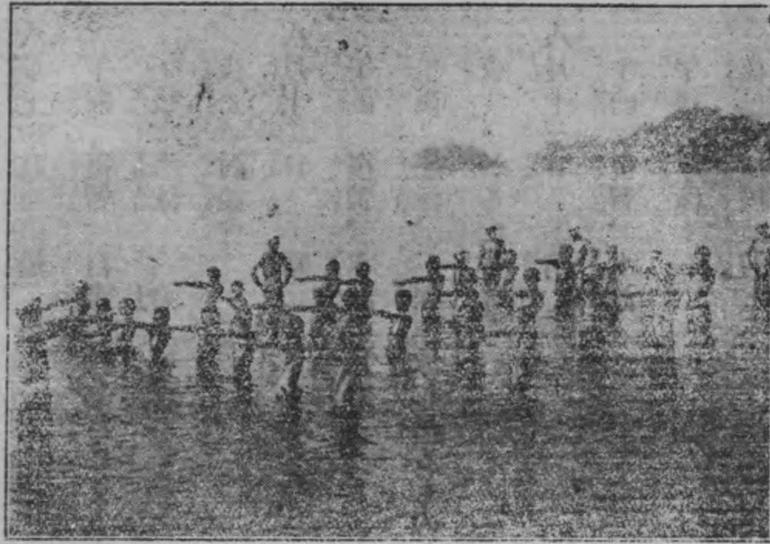
臨海水泳部

お伽噺  
唱歌  
唱歌  
お伽噺  
お伽噺  
勝山の史跡  
お伽噺  
閉會

宇田川 鈞  
團員 伊村 武雄  
團員 雨宮 平八  
團員 日野 鶴吉  
團員 川原 篤  
校長 御子神 勇次郎  
小柴 博

午後 水泳、角力、  
夜 談話會、  
八月七日 晴  
午前 復習、水泳  
午後 健康診断、水泳

夜 自由散步



臨海水泳部

水中に於て平泳の型を投げらる

八月八日 晴  
午前 復習、角力  
午後 水泳、遠泳、  
夜 かるた會、餘興に假裝行列  
八月九日 晴、驟雨  
午前 復習、水泳  
午後 水泳、  
夜 軍歌練習、室内體操  
八月十日 曇、驟雨  
午前 復習、投扇興  
午後 水泳、角力  
夜 田子山上の寺に至り談話會、

八月十一日 曇

午前 復習 自畫の繪葉書により家庭に通信せしむ

午後 水泳 角力

夜 討論會

八月十二日 晴

午前 復習、水泳、角力、

午後 遠泳、二哩遠泳したるもの七名

夜 かるた會

八月十三日 晴

午前 復習、水泳、

午後 水泳

夜 斥候演習

八月十四日 晴

八月十五日 曇

勝山町有志者の招待を受けて浮島に舟遊に行き響應を受け、一同海士のあはび取りに舌を巻きさゞえの壺焼に舌鼓を打つ

午前 魚類解剖研究、水泳、

午後 歸京準備、

夜 送別茶話會、

八月十六日 曇

午前 學科復習整理 遠泳準備

午後 大遠泳 二哩成效者八名

夜 かるた競技

八月十七日

午前八時半出帆 歸京午後三時半

### 大日本少年團輔成會々則

- 第一條 少年團の事業を遂行せしむる爲め輔成會を設く
  - 第二條 輔成會々員は少年團々員保護者及び、本團の趣旨を贊助するものを以て組織す
  - 第三條 輔成會々員は年額一口(一圓)以上出金するものとす
  - 第四條 輔成會一切の事務は少年團理事(二名)之を掌り團長之を監督す
  - 第五條 輔成會は毎年四月に於て收支決算報告をなすものとす
- 當分左の處に假事務所を置き一切の事務を取扱ふ  
東京市麻布區三軒家町五拾八番地

### 輔成會申込書

一金  
右少年團輔成會の趣旨に賛成し其の事業を遂行せしむる爲め前記金額(一圓)を出費可致  
此段申込候也

大正 年 月 日 區 町 番地

大日本少年團輔成會御中

### 少年團指針終

大正四年十二月二十九日印刷  
大正五年一月十一日發行

定價貳拾錢

著者 東京少年團

右代表者 伊崎良熙

東京市牛込區南榎町七拾四番地

印刷者 小島七郎

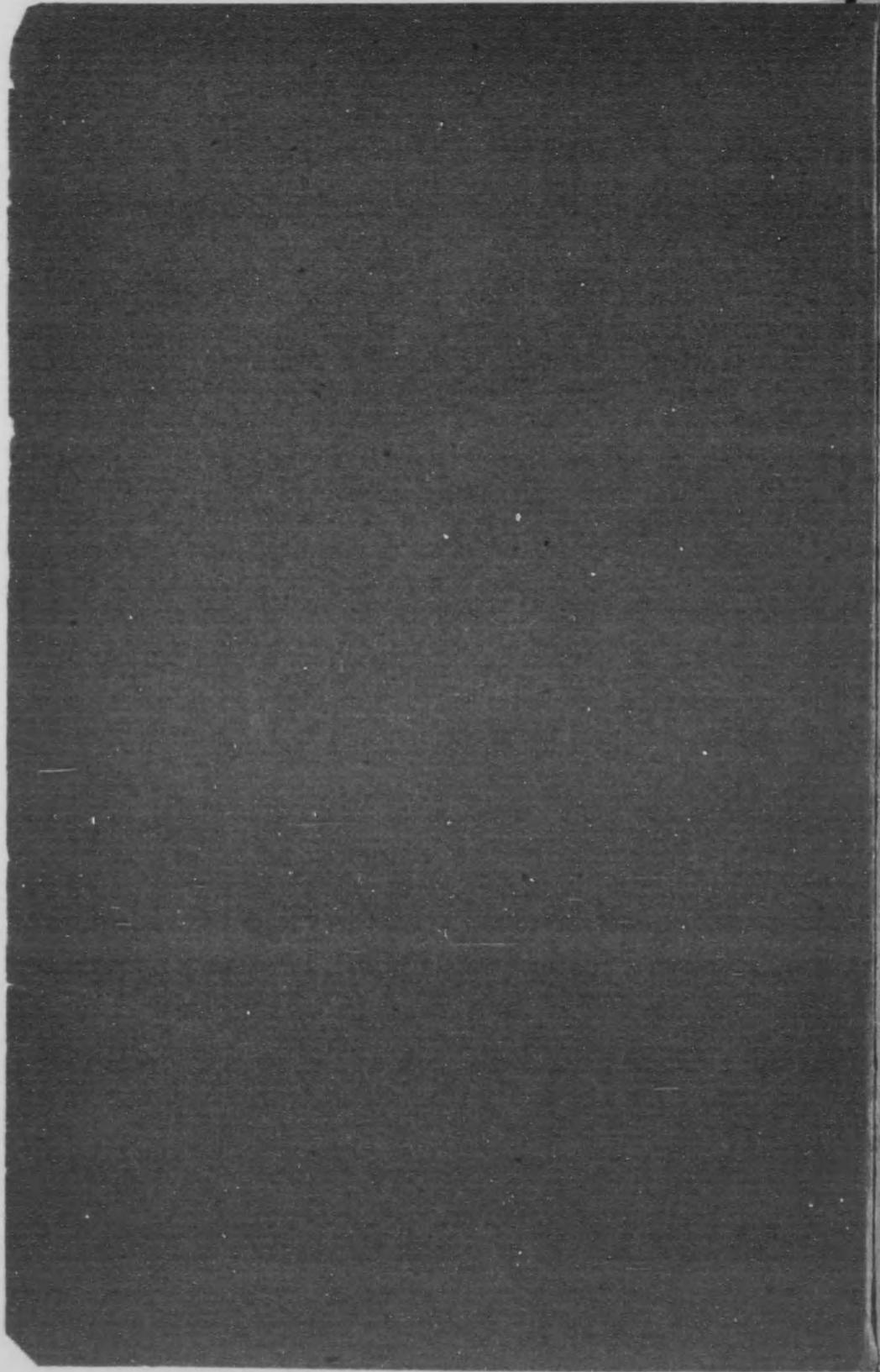
東京市牛込區南榎町七拾四番地

發行所 大日本義勇青年社

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 博文館印刷所

不許複製



2079
7

終

